

尾花沢市障がい者計画

ふれあいプラン

みんなでつくるふれあいのまち尾花沢

平成14年3月

尾花沢市

あ い さ つ

尾花沢市は、このたび障がい者福祉の指針となる「ふれあいプラン」を策定しました。

この計画は、障がい者の方々へのアンケート調査をはじめ関係機関、団体、障がい者本人等による懇談会を通じてのご意見・ご要望を踏まえ、尾花沢市障がい者計画策定委員会及び幹事会において慎重に論議いただきまとめたものであります。

本市では、平成 13 年に策定した第 5 次尾花沢市総合振興計画「人と自然がおりなすふれあいの里」の実現を目指し、互いに支えあう健康福祉のまちづくりを推進し、市政を運営しているところであります。

近年、障がい者を取り巻く社会環境は、年々変化し新たな課題が生じていますが、ノーマライゼーション社会の確立を目指し、障がい者の完全参加と平等の実現を目的とするものであります。

この計画における諸施策を推進していくには、福祉、保健、医療はもとより様々な分野での総合的な取り組みが必要となります。そのためには、行政機関の連携をはじめ、地域、企業、関係団体の皆様のご理解とご協力が重要と思われます。

今後、本計画の実現に向けて、市民の皆様とともに努力してまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、アンケート、懇談会を通じて貴重なご意見、ご提言をいただいた市民の皆様方をはじめ、本計画の策定にご尽力をいただいた策定委員会委員並びに関係各位に心より感謝と御礼を申し上げます。

平成 14 年 3 月

尾花沢市長 小 野 紀 男

目 次

あいさつ

| | |
|---------------------|----|
| 第 1 章 計画概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の基本理念 | 2 |
| 3 計画の性格 | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 5 障がい者の概念 | 2 |
| 6 尾花沢市障がい者計画の体系 | 3 |
| 第 2 章 尾花沢市の概要 | 4 |
| 1 位置 | 4 |
| 2 地形 | 4 |
| 3 面積 | 4 |
| 第 3 章 障がい者等の状況 | 5 |
| 1 人口構成 | 5 |
| 1-1 人口構成 | 5 |
| 2 障がい者の状況 | 6 |
| 2-1 障害者手帳所持者 | 6 |
| 3 就学の状況 | 13 |
| 3-1 障がい児の就学状況 | 13 |
| 4 雇用・就業の状況 | 14 |
| 4-1 障がい者の雇用の状況 | 14 |
| 5 保健・医療・福祉サービス | 15 |
| 5-1 各種健康診査の状況 | 15 |
| 5-2 更生医療・育成医療の状況 | 15 |
| 5-3 ホームヘルプサービスの派遣状況 | 16 |
| 5-4 デイサービスの実施状況 | 18 |
| 5-5 ショートステイの実施状況 | 19 |

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 5-6 | 施設福祉サービスの状況 | 19 |
| 6 | 各種専門職等 | 21 |
| 6-1 | 各種専門職等の状況 | 21 |
| 7 | ボランティア団体 | 22 |
| 7-1 | ボランティア団体・NPO等の状況 | 22 |
| 8 | 建築物・公共スペース及びその付属施設の整備 | 25 |
| 8-1 | 建築物・公共スペース等の整備状況 | 25 |

第4章 各種施策の現状と課題及び今後の取り組み

| | |
|-------------------------------|----|
| 啓発広報活動 | 26 |
| 1 障がい者問題の理解促進 | 26 |
| 2 「障がい者の日」の周知 | 28 |
| 3 福祉教育の推進 | 29 |
| ボランティア活動等 | 30 |
| 1 ボランティア活動・NPO活動の促進 | 30 |
| 相談体制及び情報収集・提供 | 31 |
| 1 総合的な相談体制の充実 | 31 |
| 2 総合的な情報収集・提供の充実 | 32 |
| 保健・医療・福祉サービス | 33 |
| 1 障がいの早期発見・早期治療 | 33 |
| 2 障がいの軽減・補完・治療等 | 35 |
| 3 在宅福祉サービス | 37 |
| 4 生活の場及び働く場の整備 | 39 |
| 5 施設福祉サービス | 40 |
| 教育・育成 | 41 |
| 1 教育相談、就学指導体制の充実 | 41 |
| 2 障がい児に対する教育の充実 | 42 |
| スポーツ・レクリエーション・文化活動 | 43 |
| 1 スポーツ・レクリエーションの促進、文化活動参加への支援 | 43 |
| 総合的な福祉のまちづくり | 44 |
| 1 福祉のまちづくり事業の推進 | 44 |
| 2 障がい者向け公共住宅の提供 | 45 |

| | | |
|---|--|----|
| 3 | 民間住宅のリフォームの促進 | 46 |
| 4 | 官公庁施設、建築物のバリアフリー化の促進 | 47 |
| 5 | 公園・水辺等オープンスペースの整備 | 48 |
| 6 | 移動ニーズへの支援方策の充実、歩行空間の整備、 交通機関等利用の利便性確保 | 49 |
| 7 | 防犯、防災体制の確立 | 50 |

| | |
|--------------------------|----|
| 雇用・就業 | 51 |
| 1 障がい者の職業自立の促進 | 51 |
| 2 障がい者雇用機会の拡大の推進 | 52 |
| 3 障がい者雇用の促進への支援、援助の推進 | 53 |
| 4 職業相談に関する職業安定機関への紹介等の推進 | 54 |

第5章 計画の事業目標及び推進体制 55

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 主な各障がい者別サービスの事業目標 | 55 |
| 2 | 庁内体制の整備と連携 | 55 |
| 3 | 国、県及び近隣市町村との連携 | 55 |
| 4 | 民間との連携 | 55 |
| 5 | 計画の点検見直し | 56 |

資料編

| | |
|---------------------|----|
| 主な用語解説 | 58 |
| 尾花沢市障がい者計画策定委員会設置要綱 | 62 |
| 尾花沢市障がい者計画策定委員会名簿 | 63 |
| 尾花沢市障がい者計画策定幹事会名簿 | 64 |
| 尾花沢市障がい者計画策定事務局名簿 | 64 |

第1章 計画概要

1 計画策定の趣旨

国際連合は、「完全参加と平等」をスローガンに、1982年「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983年から1992年までを「国連・障害者の十年」と宣言し、その期間を満了しました。そしてその成果は、1993年から2002年までの「アジア太平洋障害者の十年」に引き継がれ、さらなる障がい者対策の推進が図られています。

一方わが国でも、以上のような国際的な動きに合せ「障害者対策に関する長期計画」をはじめとする様々な障がい者施策が展開されてきました。昭和45年の制定以来、障がい者対策の基本指針となってきた「心身障害者対策基本法」が23年ぶりの大改正により、「障害者基本法」として生まれ変わりました。

そこでは、新たに精神障がい者が「障害者」として明確に位置付けられるようになるとともに、「障害者の自立と社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動への参加を促進すること」が法律の目的として明示され、都道府県や市町村に対しても、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることが要請されています。

さらに国では、平成7年5月「市町村の障害者計画策定に関する指針」を作成し、地方公共団体に通知するとともに、「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として、平成7年12月に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を策定しました。その中では障がい者が障がいを有しない人と共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、数値目標を設定するなど具体的な施策目標が明記されています。

これを受けて山形県では、「新山形県障害者福祉行動計画」の中で、完全参加と平等の促進を重要施策の一つとして掲げるとともに、国の障がい者プランに即して、障がい者を取り巻く様々な課題の解決に向けて積極的な取り組みを進めています。

このような状況を背景に本市においても、精神障がい者を含めた障がい者とその家族の実態や要望、保健福祉サービスの現状等を踏まえ、障がいのある人もない人もお互いを尊重しあい、共に生活し活動する社会の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための「尾花沢市障がい者計画」を策定することとしました。

2 計画の基本理念 「ノーマライゼーション」

ライフステージのすべての段階における全人間的復権と、障がい者が障がいのない人と同等に生活・活動する社会を目指すとともに、「完全参加と平等」の実現に向けて施策の展開を図ります。

3 計画の性格

この計画は、障害者基本法第7条の2第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定されるものであります。

また、この計画は、「障害者対策に関する新長期計画」及び「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」を踏まえ、「障害者福祉に関する新長期行動計画」、「新山形県障害者福祉行動計画」、「第5次尾花沢市総合振興計画」、「尾花沢市高齢者保健福祉計画」等、既存の各種関連計画との整合性をもたせながら、各種施策を展開し、本市の障がい者施策の基本方針を明らかにするものです。

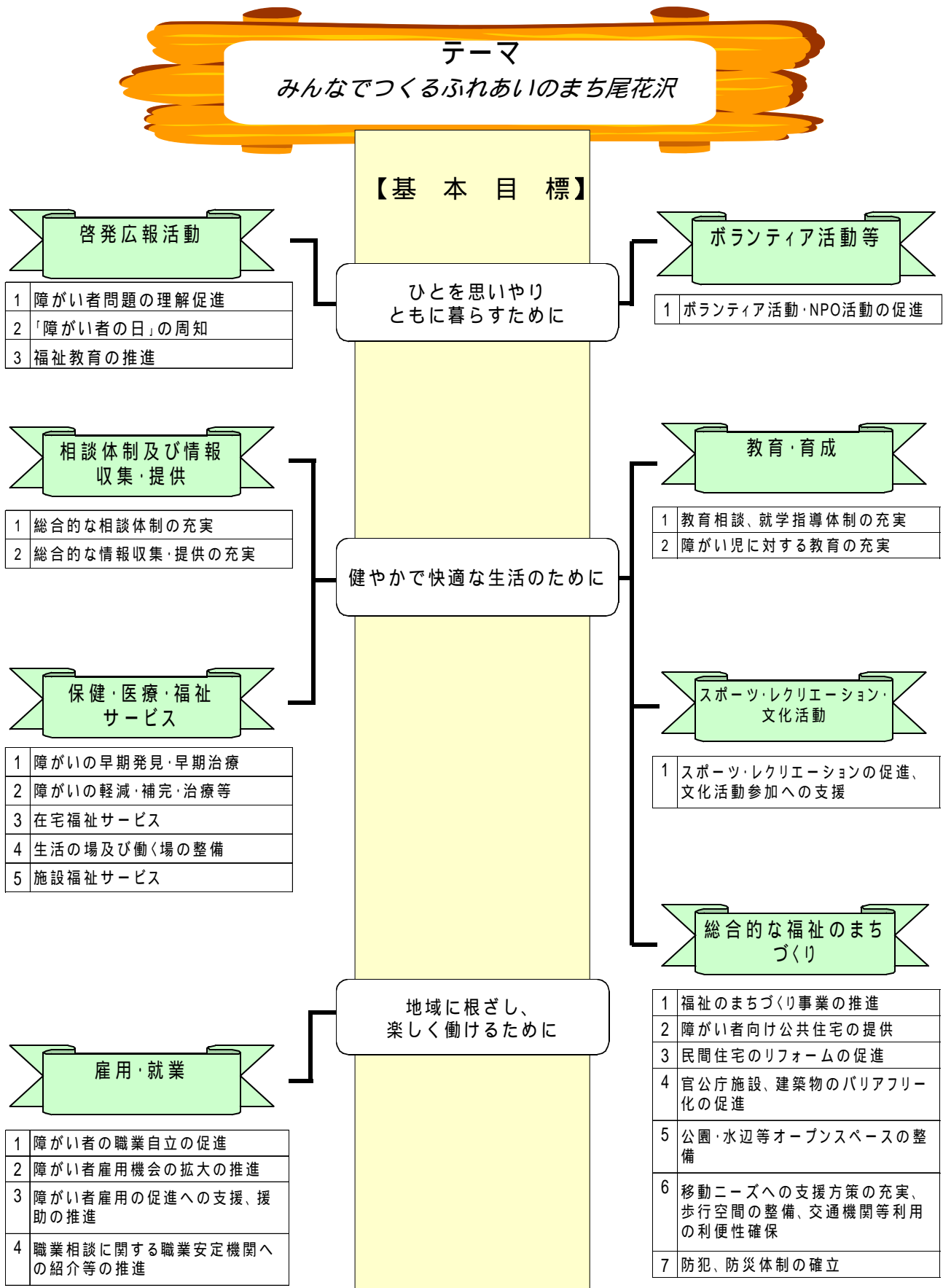
4 計画の期間

この計画の期間は、国の「障がい者プラン」と各種関連計画の整合性を図り、平成14年度から平成23年度までの10年間とし、社会情勢の変化などに対応し、中間年の平成19年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

5 障がい者の概念

この計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法の規定に基づき、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とします。

6 尾花沢市障がい者計画の体系



第2章 尾花沢市の概要

1-1-1 位置

本市は山形県の最北東に位置し、東方は県立自然公園御所山(船形山)連峰がちな奥羽山脈で宮城県に接し、南方は柴倉山、甑岳を結ぶ標高1,000m以上の山岳地帯を境にして東根市、村山市に接し、西はJR奥羽本線で大石田町に接しています。

北方は奥羽分水嶺の翁峠を境に最上町に接し、北西方は猿羽根峠で舟形町に接しています。いわゆる尾花沢盆地を形成しています。

方位は東経140度25分、北緯38度36分に位置し、海拔は最低70mから最高1,500mです。



1-1-2 地形

奥羽山脈と甑岳断層崖に囲まれた地溝と河川流域より生じた三角形の盆地であり、約60%は段丘によって占められています。山岳部の多くは第3紀層で緑色凝灰岩、頁岩等よりなり、玉野系荻袋系等の台地は洪積層で、表面は火山灰を含む黒色の壤土が50cm内外の厚さを有し、その下には30~40cm程度の軽石層が横たわり酸性が強く燐酸欠乏地が多く、一般に生産力が低いです。丹生川、朧気川、野尻川等の各河川流域に水田が分布しており、沖積層の砂壤土及び壤土であり概して生産力が高いです。

1-1-3 面積

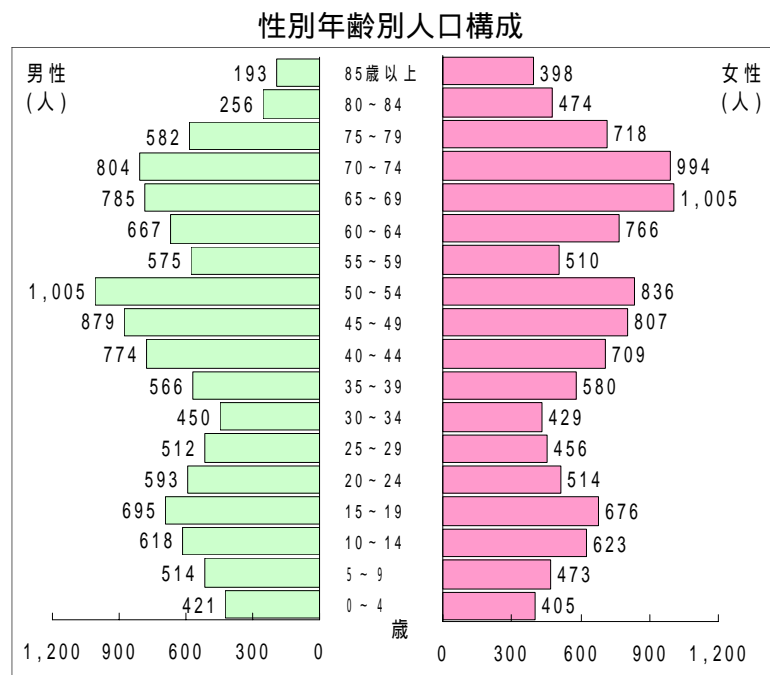
本市の面積は372.32km²であり、県下第7番目の面積を有し、山形県面積の約4%を占めています。

第3章 障がい者等の状況

1 人口構成

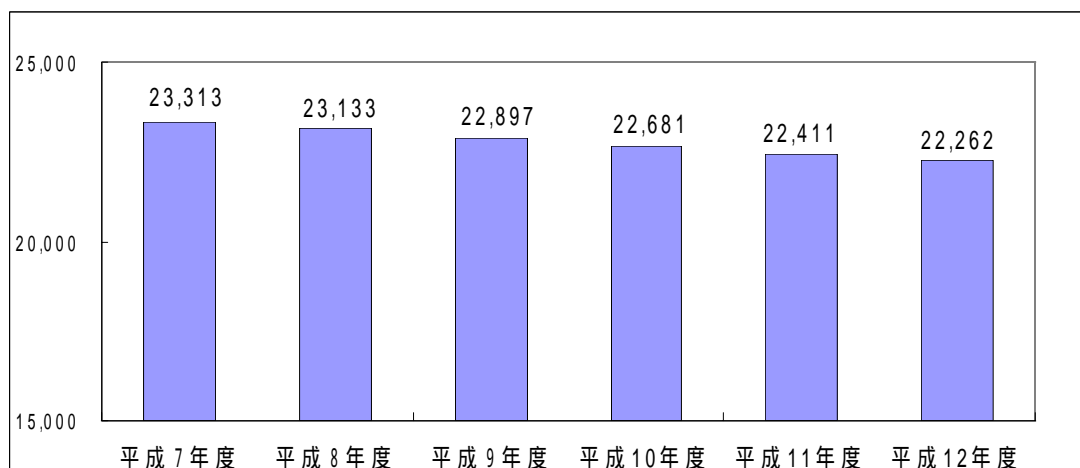
1-1 人口構成

尾花沢市の人口は、平成13年3月末現在、男性10,889人、女性11,373人で合計22,262人です。また、住民基本台帳の年次推移をみると、僅かながら年々人口が減少しています。



《資料》尾花沢市市民課(平成13年3月末現在) 単位：人

年度別人口推移



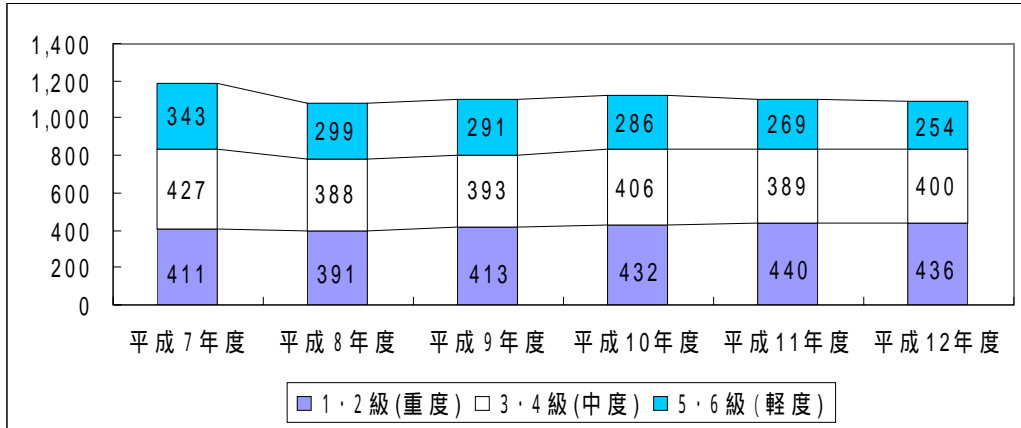
《資料》尾花沢市市民課(各年3月末現在) 単位：人

2 障がい者の状況

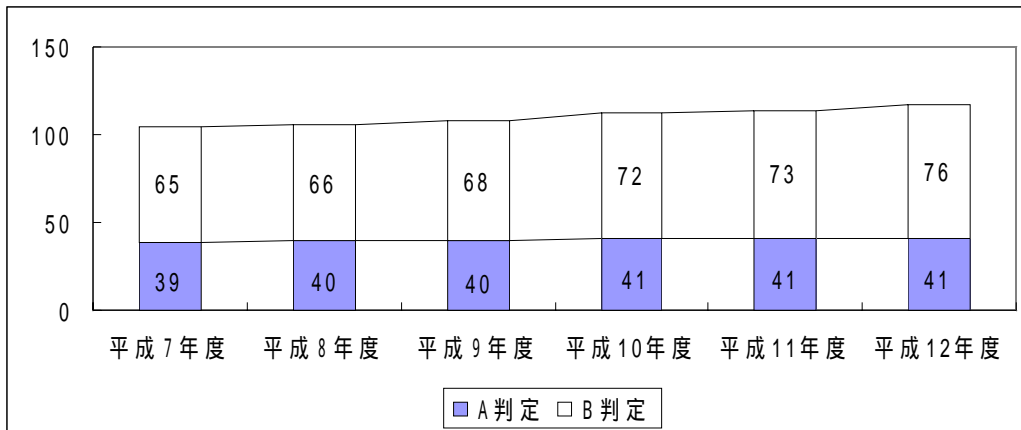
2-1 障害者手帳所持者

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向となっています。

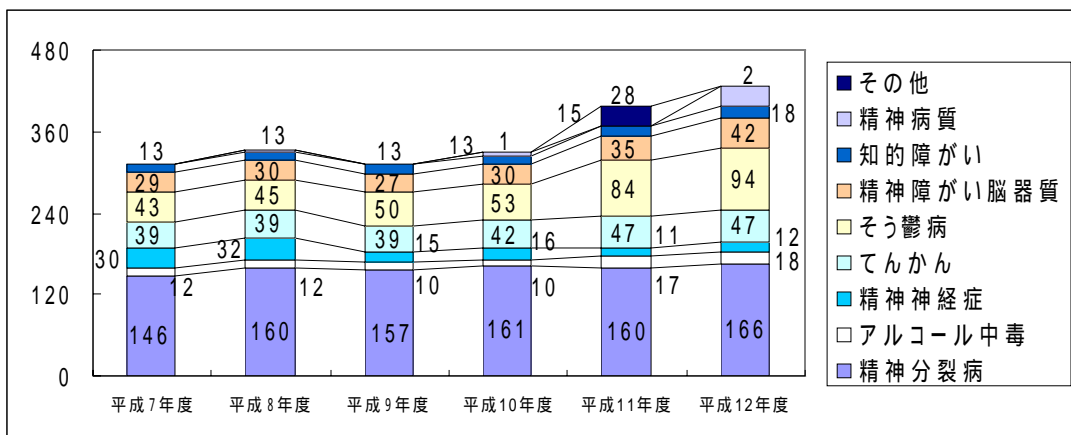
身体障害者手帳所持者の推移



療育手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

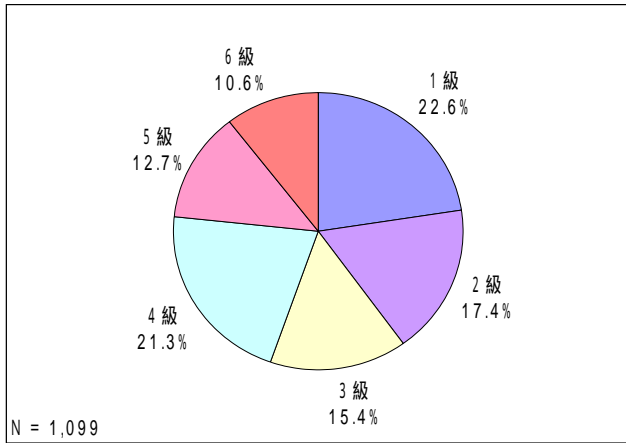


《資料》尾花沢市福祉事務所/村山保健所 単位：人

市内における身体障害者手帳所持者は、1,099人と全人口(22,262人)の4.93%を占めています。等級別でみると重度(1級・2級)の障がい者が最も多く、全体の40.0%を占めています。また、療育手帳所持者をみると、B判定(軽度)が過半数を占めています。

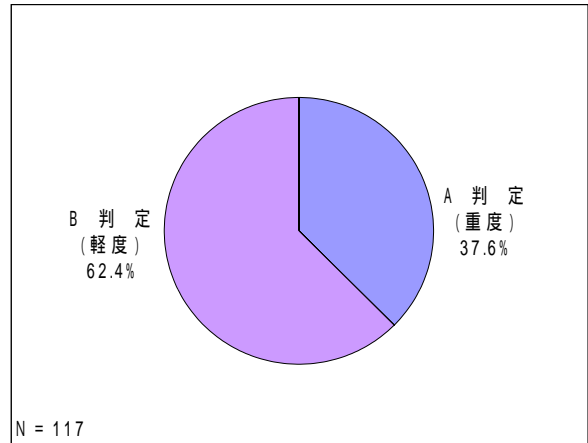
精神障害者保健福祉手帳所持者については、1級(重度)が半数を占めています。

身体障害者手帳所持者の等級別状況

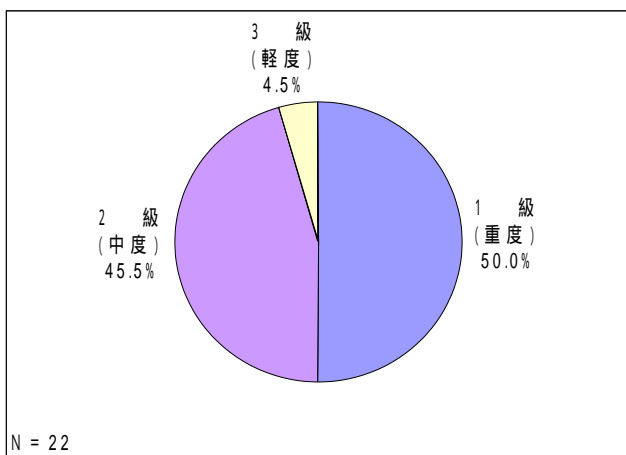


《資料》尾花沢市福祉事務所(平成13年3月末現在)

療育手帳所持者の判定別状況



精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況



《資料》村山保健所(平成13年3月末現在)

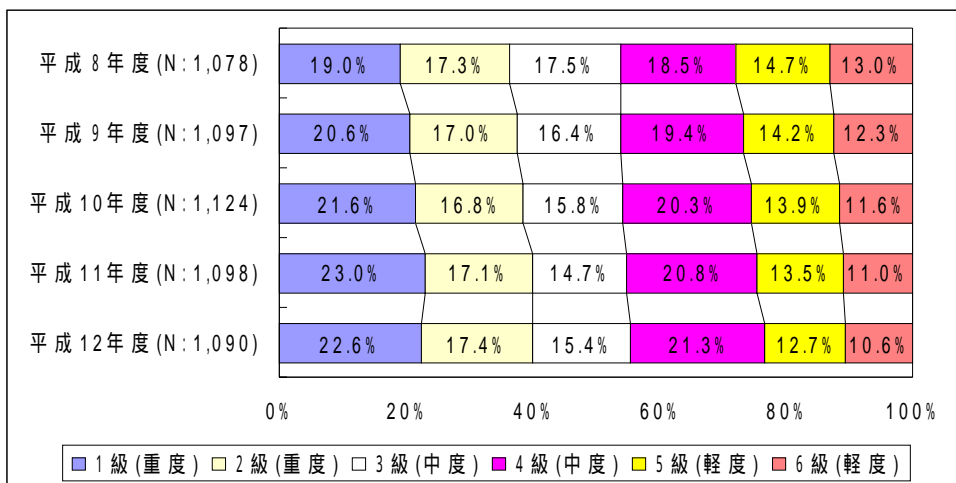
年齢別障害者手帳所持状況 単位：人

| | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 年齢別総数 |
|----------|---------|------|-------------|-------|
| 0～9歳 | 3 | 3 | 0 | 6 |
| 10～18歳未満 | 4 | 12 | 0 | 16 |
| 18～19 | 3 | 5 | 0 | 8 |
| 20～29 | 12 | 20 | 2 | 34 |
| 30～39 | 18 | 16 | 3 | 37 |
| 40～49 | 72 | 33 | 5 | 110 |
| 50～59 | 107 | 14 | 6 | 127 |
| 60～64 | 96 | 6 | 2 | 104 |
| 65～69 | 149 | 5 | 2 | 156 |
| 70～74 | 203 | 2 | 2 | 207 |
| 75～79 | 203 | 1 | 0 | 204 |
| 80～84 | 124 | 0 | 0 | 124 |
| 85歳以上 | 105 | 0 | 0 | 105 |
| 総数 | 1,099 | 117 | 22 | 1,238 |

《資料》村山保健所(平成13年12月末現在)
尾花沢市福祉事務所

市内における身体障害者手帳所持者を等級別で見ると、5級、6級(軽度)が年々減少傾向にあります。逆に1級(重度)、4級(中度)は増加傾向にあります。

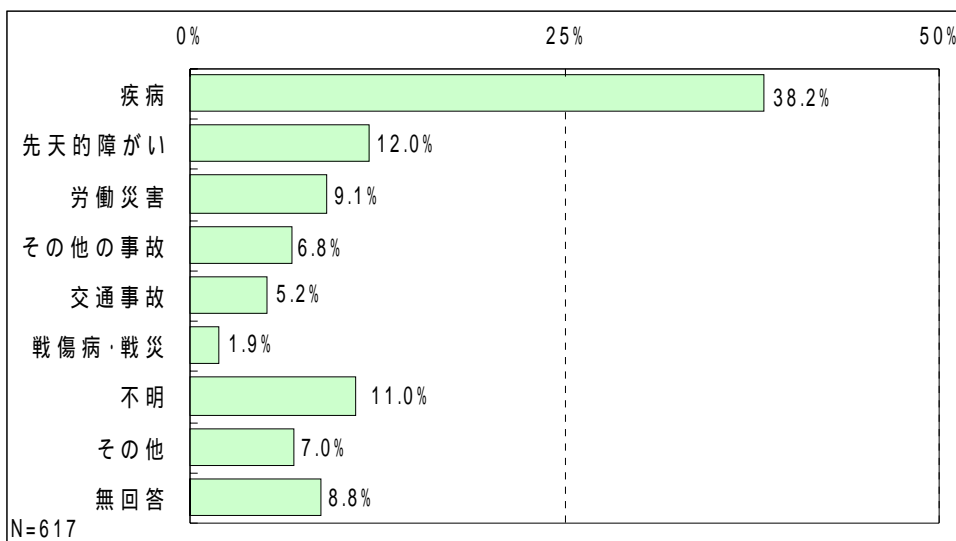
等級別身体障害者手帳所持者数の推移



《資料》尾花沢市福祉事務所

障がいの発生原因に関して尋ねたところ、「疾病」が38.2%と圧倒的に多くなっています。「先天的障がい」12.0%、「労働災害」が9.1%がそれに続く結果となっています。

身体障害者手帳所持者の障がいの原因

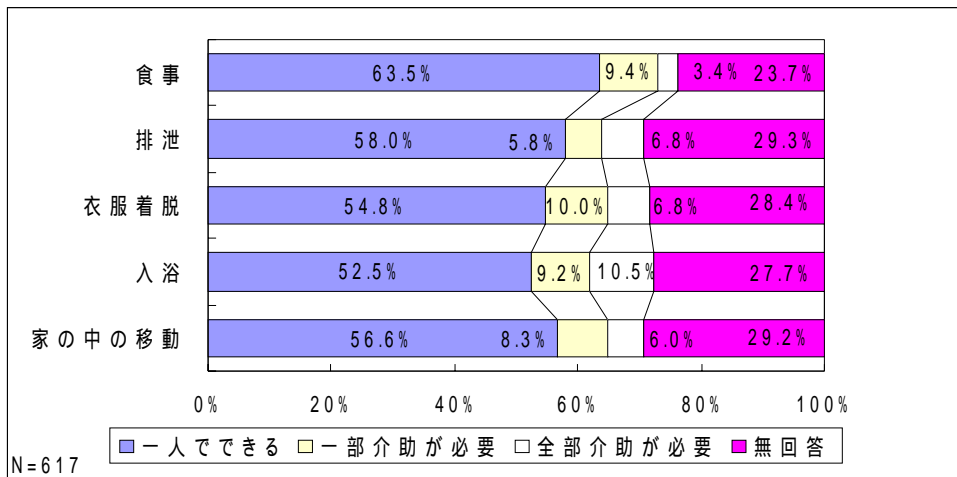


《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

身体障害者手帳所持者の日常生活の基本的な動作「食事」、「排泄」、「衣服着脱」、「入浴」、「家の中の移動」の5項目についてみると、5つの動作全てにおいて「1人でできる」という回答が半数以上の人から得られ、最も多くなっています。

しかし、「衣服着脱」や「入浴」で約2割の人が介助を必要としており、「食事」や「排泄」、「家の中の移動」といった基本的な動作でも、常に介助を必要とする人が1割以上いることがわかります。

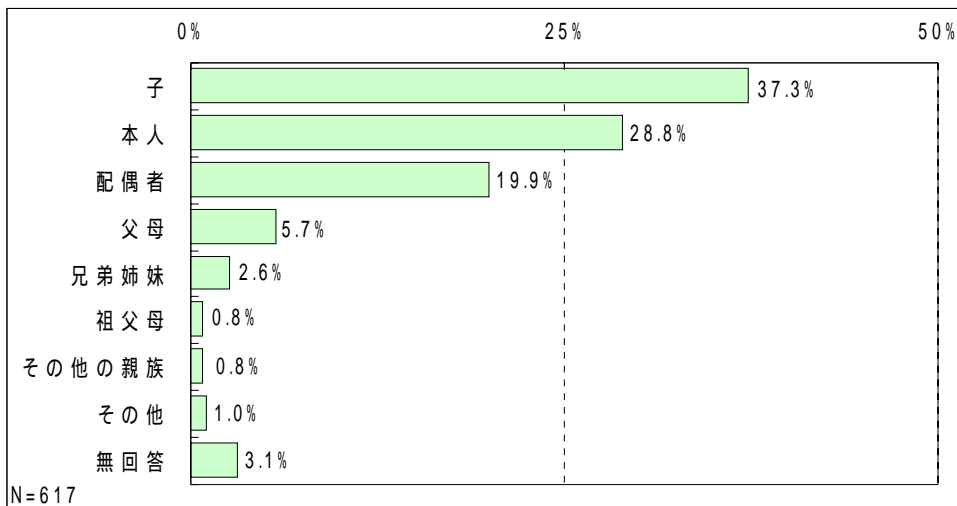
身体障害者手帳所持者の日常生活動作(ADL)の状況



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

身体障害者手帳所持者の生計の中心者を尋ねたところ、「子」が37.3%と最も多く、次いで「本人」の28.8%、「配偶者」の19.9%の順となっています。

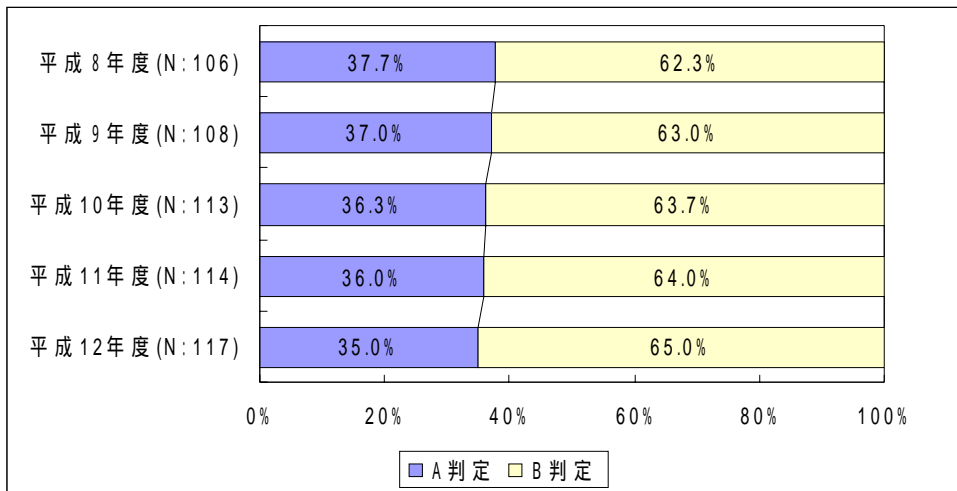
身体障害者手帳所持者の生計中心者



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

市内における療育手帳所持者を判定別でみると、A判定(重度)が年々減少傾向にありますが、逆にB判定(軽度)は増加傾向にあります。

判定別療育手帳所持者数の推移

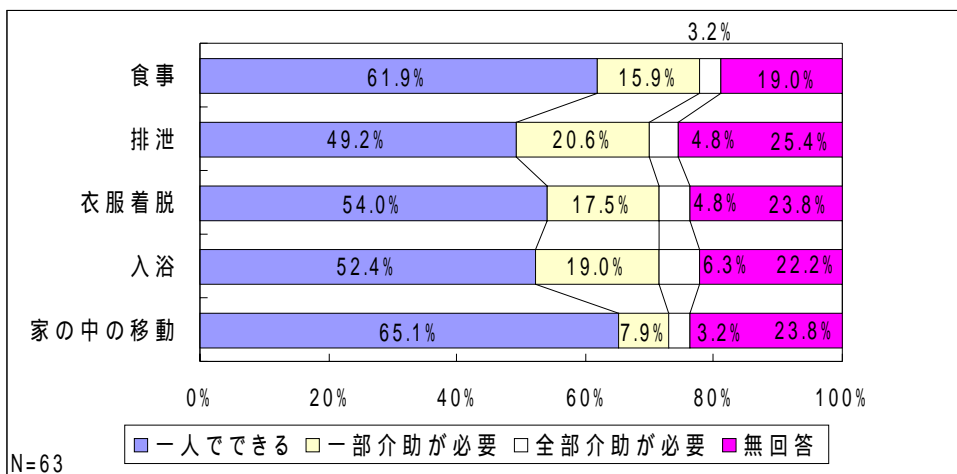


《資料》尾花沢市福祉事務所

療育手帳所持者の日常生活の基本的な動作「食事」、「排泄」、「衣服着脱」、「入浴」、「家の中の移動」の5項目についてみると、5つの動作全てにおいて「1人でできる」という回答が半数以上の人から得られ、最も多くなっています。

しかし、「排泄」や「衣服着脱」、「入浴」で2割以上の人が必要としており、「食事」や「家の中の移動」といった基本的な動作でも常に必要とする人が1割以上いることがわかります。

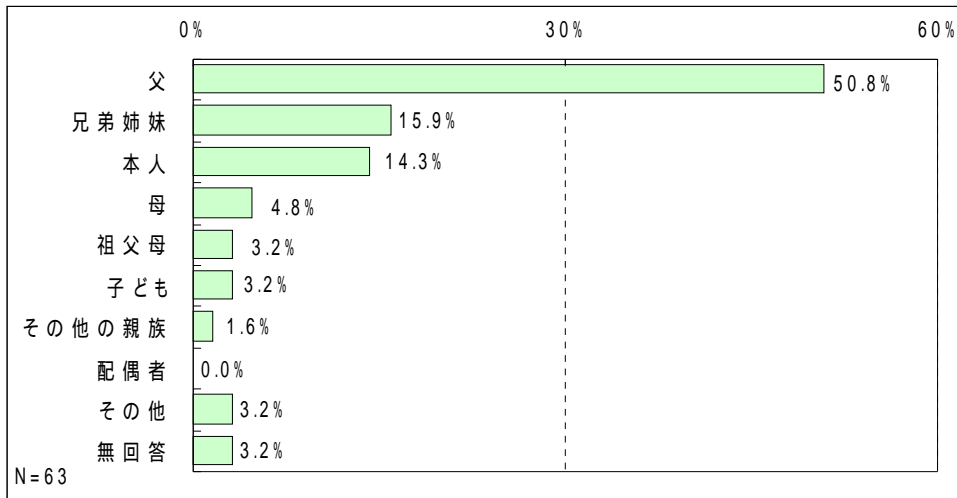
療育手帳所持者の日常生活動作(ADL)の状況



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

療育手帳所持者の生計の中心者を尋ねたところ、「父」が50.8%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」の15.9%、「本人」の14.3%の順となっています。

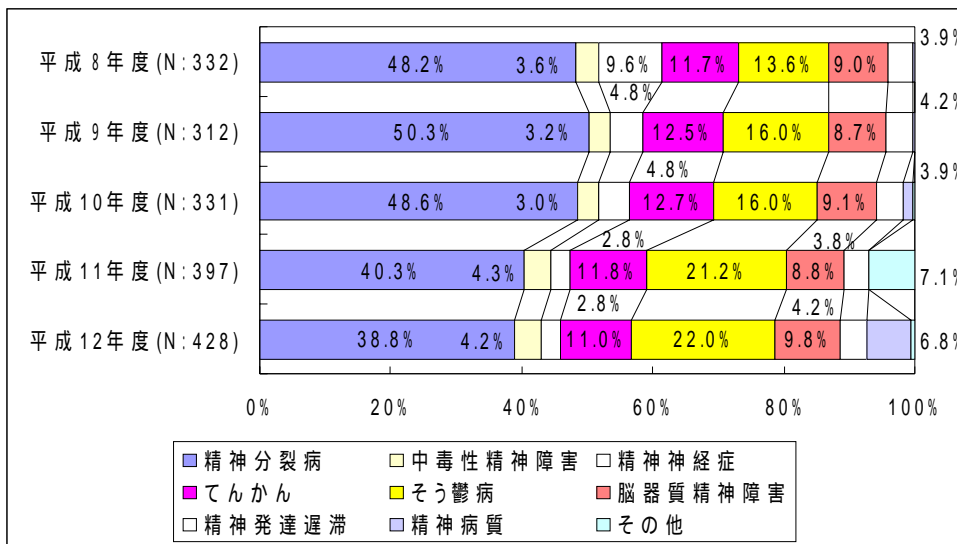
療育手帳所持者の生計中心者



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

市内における精神障害者保健福祉手帳所持者の病気の種類をみると、「精神分裂病」が最も多くなっています。また、「そう鬱病」が年々増加傾向にあります。

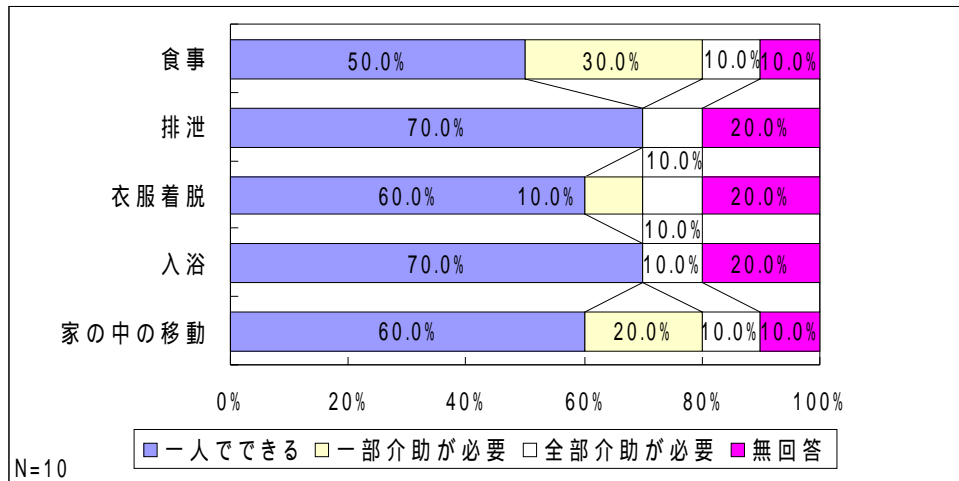
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



《資料》村山保健所

精神障害者保健福祉手帳所持者の日常生活の基本的な動作「食事」、「排泄」、「衣服着脱」、「入浴」、「家の中の移動」の5項目についてみると、5つの動作全てにおいて「1人でできる」という回答が半数以上の人から得られ、最も多くなっています。

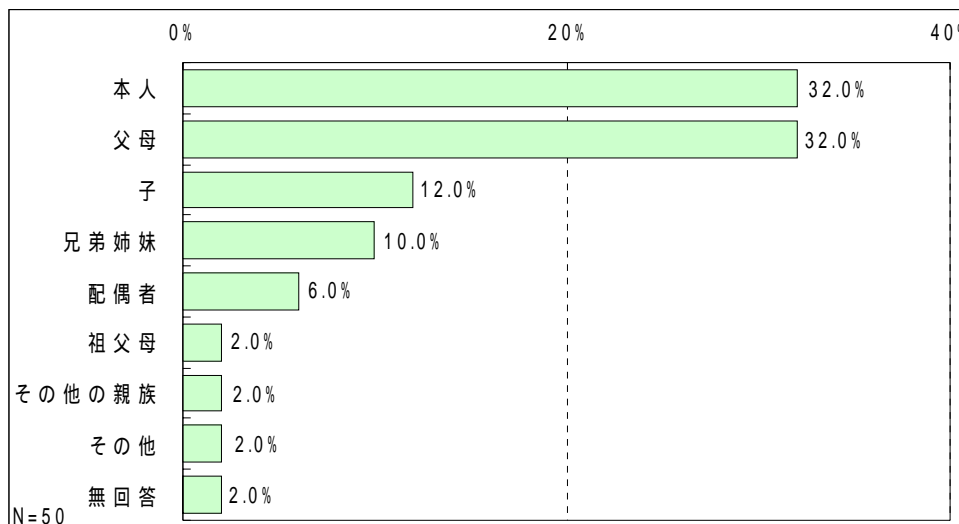
精神障害者保健福祉手帳所持者の日常生活動作(ADL)の状況



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

精神障害者保健福祉手帳所持者の生計の中心者を尋ねたところ、「本人」、「父母」が32.0%と最も多く、次いで「子」の12.0%、「兄弟姉妹」の10.0%の順となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の生計中心者



《資料》尾花沢市障がい者福祉に関する意向調査

3 就学の状況

3-1 障がい児の就学状況

特殊教育諸学校については、市内にはないため近隣市町村の学校を利用しており、16人の児童が学んでいます。

また、通級指導学級については、現在、15人(内、大石田小学校から1人通学)の言語障がい児が小学校に通学しています。

特殊教育諸学校の学校数・在学者数の状況

| | | 小学部 (人) | 中学部 (人) | 高等部 (人) | 高等養護 (人) | 計 |
|----------|-------|------------|------------|------------|-------------|-------|
| 山形盲学校 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 聾学校 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上山高等養護学校 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 新庄養護学校 | 知的障がい | 2 | 7(1) | 3 | 0 | 12(1) |
| | 肢体不自由 | | | | | |
| | 病弱 | | | | | |
| 小計 | | 2 | 7(1) | 3 | | 12(1) |
| 計 | | 2 | 7(1) | 4 | 3 | 16(1) |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成13年3月末現在) ()内は訪問

特殊学級の学級数・在学者数の状況

| | 小学校 | | 中学校 | | 計 | |
|-------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------------|
| | 学級数 (学級) | 児童数 (人) | 学級数 (学級) | 児童数 (人) | 学級数 (学級) | 児童 生徒数 (人) |
| 知的障がい | 5 | 10 | 2 | 2 | 7 | 12 |
| 情緒障がい | 1 | 3 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 計 | 6 | 13 | 4 | 4 | 10 | 17 |

《資料》尾花沢市教育委員会(平成13年3月末現在)

4 雇用・就業の状況

4-1 障がい者の雇用の状況

平成13年の公共職業安定所管内における民間企業の障がい者雇用の状況をみると、雇用されている障がい者数16人、実雇用率1.37%となっております。また、職親として知的障がい者は4事業所、精神障がい者は7事業所が登録しており、雇用促進活動をしています。

民間企業における障がい者の雇用状況

| | 企業数 (企業) | 常用労働者数 (人) | 障がい者数 (人) | 障がい者数(人) ÷ 常用労働者数 × 100 = (実雇用率の値) | 実雇用率 (%) |
|----------|-------------|---------------|--------------|--|-------------|
| 63～99人 | 3 | 239 | 6 | 6 ÷ 239 × 100 = | 2.51 |
| 100～299 | 5 | 930 | 10 | 10 ÷ 930 × 100 = | 1.08 |
| 300～499 | 0 | 0 | 0 | ÷ × 100 = | 0 |
| 500～999 | 0 | 0 | 0 | ÷ × 100 = | 0 |
| 1,000人以上 | 0 | 0 | 0 | ÷ × 100 = | 0 |
| 計 | 8 | 1169 | 16 | 16 ÷ 1169 × 100 = | 1.37 |

《資料》村山公共職業安定所

民間企業における産業別障がい者の雇用状況

| | 企業数 (社) | 常用労働者数 (人) <A> | 障がい者の数 (人) | 雇用率 (%) (B ÷ A × 100) |
|---------------------|------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 農 林 ・ 漁 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 運 輸 ・ 通 信 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 製 造 業 | 5 | 771 | 9 | 1.16 |
| 建 設 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 | 1 | 233 | 4 | 1.72 |
| サ ー ビ ス 業 | 2 | 165 | 3 | 1.81 |
| 全 体 | 8 | 1169 | 16 | 1.37 |

《資料》村山公共職業安定所 対象 (従業員63人以上.....8社) 法定雇用率 1.80%

障がい種類別求職登録の状況

| | 登録者 総数(人) | 第一種登 録者(人) | 左のうち 重度障が い者(人) | 第二種登 録者(人) | 第一種登録者の障がい | | | |
|----------|--------------|---------------|-----------------------|---------------|------------|-------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| | | | | | 視覚(人) | 聴覚・ 平衡音声 ・言語 そしゃく 機能(人) | 肢体不 自由(人) | 心臓・腎 臓呼吸 ・膀胱 腸内機能 (人) |
| 登録者全数(人) | 335 | 238 | 82 | 97 | 10 | 52 | 130 | 46 |
| 有効求職者(人) | 99 | 62 | 21 | 37 | 3 | 10 | 32 | 17 |
| 就 業 中(人) | 164 | 125 | 49 | 39 | 4 | 33 | 66 | 22 |
| 保 留 中(人) | 72 | 51 | 12 | 21 | 3 | 9 | 32 | 7 |

《資料》村山公共職業安定所

図 1 - 5 保健・医療・福祉サービス

表 4 - 1 各種健康診査の状況

乳児の障がい発生予防と早期発見のため実施されている各種健康診査・検査をみると、すべての健診・検査が9割以上の受診率となっています。

各種健康診査の実施状況(平成12年度)

| | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 判 定 | | | 実施主体 |
|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|------|
| | | | | 異常なし (人) | 有所見 (人) | 要医療 (人) | |
| 乳児健康診査 | 152 | 139 | 91.4 | 75 | 64 | 18 | 尾花沢市 |
| 1歳6ヶ月児健康診査 | 159 | 156 | 98.1 | 110 | 29 | 17 | 尾花沢市 |
| 3歳児健康診査 | 176 | 175 | 99.4 | 74 | 86 | 12 | 尾花沢市 |
| 先天性代謝異常検査 | | | | | | | 山形県 |
| 神経芽細胞腫検査 | 147 | 147 | 100 | 147 | 9 | 0 | 山形県 |
| 妊産婦に対する健康診査 | 372 | 372 | 100 | 284 | 14 | 74 | 尾花沢市 |

《資料》尾花沢市保健課(平成13年3月末現在)

表 4 - 2 更生医療・育成医療の状況

更生医療・育成医療の給付状況の推移

| | | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 |
|--------------|------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 肢体不自由 (人) | 更生医療 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| | 育成医療 | | | 1 | 2 | 1 |
| 内部障がい (人) | 更生医療 | 10 | 12 | 18 | 10 | 3 |
| | 育成医療 | | | 7 | 4 | 8 |
| 総数(人) | 更生医療 | 12 | 14 | 20 | 13 | 6 |
| | 育成医療 | | | 8 | 6 | 9 |

《資料》尾花沢市福祉事務所
村山保健所

表 4 - 3 ホームヘルプサービスの派遣状況

平成12年度におけるホームヘルパーの派遣は、社会福祉協議会所属の11人と尾花沢病院の3人、合計14人体制で実施しています。

障がい者を対象としてのホームヘルパーの派遣は、社会福祉協議会に委託をして1人体制で実施しています。

所属事業所別ホームヘルパー数

| 事業所名称 | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|---------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 社会福祉協議会 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 尾花沢病院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

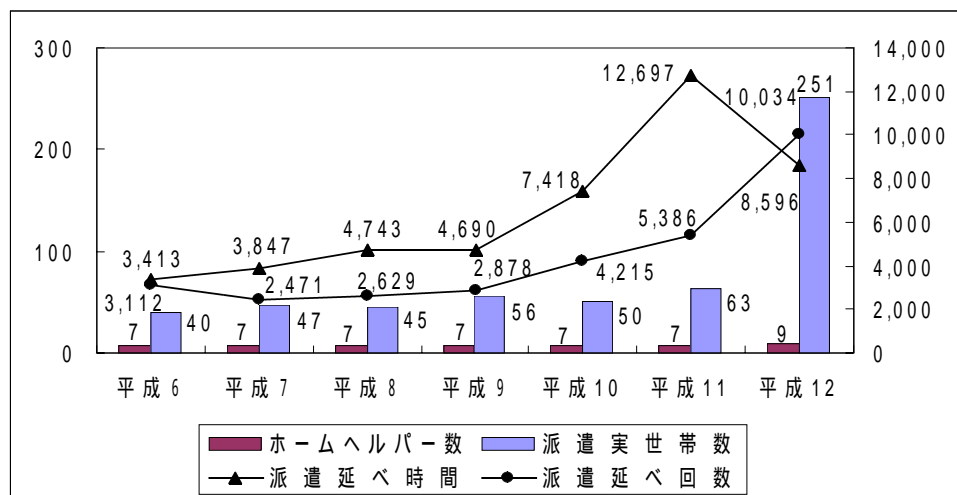
《資料》尾花沢市福祉事務所

障がい者専門のホームヘルパー数

| 事業所名称 | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|-------------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| (委託)社会福祉協議会 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

ホームヘルプサービスの利用状況



《資料》社会福祉協議会・敬愛会 単位：人：世帯：時間：回

障がい者ホームヘルプサービスの派遣状況

| | 身 体 障 が い 者 | | | | | | |
|-----------------------|-------------|------|------|------|-------|-------|-------|
| | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
| 派遣実世帯数(戸) | 1 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 | 3 |
| 派遣延時間数(時間) | 43 | 284 | 692 | 615 | 719 | 1339 | 121 |
| 派遣延回数(回) | 37 | 219 | 422 | 439 | 615 | 705 | 138 |
| 利用者一人当たりの 利用時間(時間) | 43 | 47 | 115 | 123 | 180 | 335 | 40 |
| | 介 護 型 | | | | | | |
| | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
| 派遣実世帯数(戸) | 1 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| 派遣延時間数(時間) | 43 | 264 | 491 | 432 | 623 | 1240 | 24 |
| 派遣延回数(回) | 37 | 206 | 324 | 343 | 534 | 611 | 41 |
| | 家 事 援 助 型 | | | | | | |
| | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
| 派遣実世帯数(戸) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 派遣延時間数(時間) | 0 | 20 | 201 | 183 | 96 | 99 | 97 |
| 派遣延回数(回) | 0 | 13 | 98 | 96 | 81 | 94 | 97 |

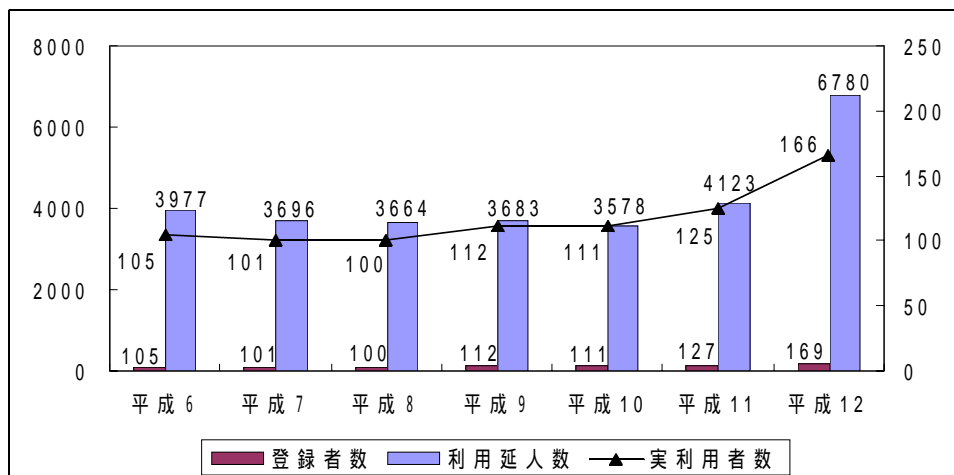
《資料》社会福祉協議会 *知的障がい者、精神障がい者への派遣はありません。

*平成12年度より介護保険制度によるサービスが可能となった。

表4-4 デイサービスの実施状況

当市では、デイサービスをデイサービスセンター和光園、長寿園で実施しています。平成6年度からの利用状況をみると、登録者数、利用延人数ともに増加しています。

デイサービスの利用状況



《資料》尾花沢市福祉事務所 単位：人

デイサービスの内容別の利用状況

| サービス内容 | 利用延人数(人) | 実施日数(日) |
|--------|----------|-----------|
| 基本事業 | 生活指導 | 6,795(82) |
| | 日常動作訓練 | 6,795(82) |
| | 養護 | 6,795(82) |
| | 家族介護者教室 | 0(0) |
| | 健康チェック | 6,795(82) |
| | 送迎 | 6,780(82) |
| 通所 | 入浴サービス | 6,512(82) |
| | 給食サービス | 6,795(82) |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成13年3月末現在) ()は身体障がい者分

デイサービスの実施施設の状況

| 名称 | 開設年度 | 所在市町村 | 単独・併設の別 | 直営・委託の別 |
|----------------|---------|-------|-----------|---------|
| デイサービスセンター 和光園 | 平成3年1月 | 尾花沢市 | 社会福祉協議会単独 | 直営 |
| デイサービスセンター 長寿園 | 平成12年1月 | 尾花沢市 | 特養長寿園に併設 | 直営 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

表 4 - 5 ショートステイの実施状況

身体障がい者のショートステイの利用状況をみると、現在 1 人の方が利用しております。

ショートステイの利用状況の推移

| | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|--------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 利用実人数 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| 利用延人数 | 0 | 4 | 4 | 8 | 12 | 10 | 1 |
| 利用延べ日数 | 0 | 141 | 66 | 96 | 167 | 212 | 14 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

ショートステイの実施施設の状況

| 施設名称 | 契約ベッド数 | 送迎の有無 | 委託先名 | 市町村名 |
|------|--------|-------|---------|------|
| 光生園 | | 無 | (社法)舟和会 | 舟形町 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

表 4 - 6 施設福祉サービスの状況

入所・通所施設数の推移

| | 種 別 | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|----------------|---------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 知的障害者援護施設(戸) | 入所施設 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 作業所施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 精神障害者社会復帰施設(戸) | グループホーム | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | デイケア | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

障がい者施設の利用延べ人数の推移

| | 種 別 | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|----------------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 知的障害者援護施設(人) | 入所施設 | 50 | 50 | 50 | 50 | 80 | 80 | 80 |
| | 通所施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害者社会復帰施設(人) | 入所施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 通所施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

知的障害者更生施設の入所状況

| 名称 | 定員 (人) | 利用者数 (人) | 待機者数 (人) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 新生園 | 80 | 80(18) | 4(2) |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成12年3月末現在)

* ()は、本市入所者数、更生待機者数

精神障害者社会復帰施設の入所状況

| 名称 | 定員 (人) | 利用者数 (人) |
|--------------------|-----------|-------------|
| (医)敬愛会尾花沢病院けいあいほーむ | 6 | 6 |
| (医)敬愛会尾花沢病院 さくらほーむ | 6 | 4 |

《資料》特定医療法人 敬愛会(平成13年3月末現在)

近隣市町村の障がい者施設への入所状況

| 施設名称 | 施設の種 類 | 当市の 利用者数 (人) | 所在地 |
|--------|-------------|--------------------|------|
| 水明苑 | 知的障害者更生施設 | 1 | 大石田町 |
| こすもすの家 | 知的障害者授産通所施設 | 2 | 東根市 |
| 友愛園 | 知的障害者授産通所施設 | 1 | 新庄市 |
| 清流園 | 知的障害者更生施設 | 1 | 戸沢村 |
| 光生園 | 身体障害者療護施設 | 9 | 舟形町 |
| 最上学園 | 知的障害児入所施設 | 2 | 新庄市 |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成12年3月末現在)

精神障がい者のグループホームの利用状況の推移

| | 平成6 | 平成7 | 平成8 | 平成9 | 平成10 | 平成11 | 平成12 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| グループホーム数(戸) | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 入所者数(人) | 0 | 0 | 3 | 4 | 8 | 10 | 10 |

《資料》特定医療法人 敬愛会(各年3月末現在)

知的障がい者の小規模作業所の利用状況の推移

| | 平成6 | 平成7 | 平成8 | 平成9 | 平成10 | 平成11 | 平成12 |
|------------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 小規模作業所数(戸) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 通所者数(人) | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |

《資料》尾花沢市福祉事務所 *平成8年度より通所授産施設に転用

現在、市内には知的障がい者の「小規模作業所はながさ」があり、10名の方が作業所に通所しています。

表 4 - 6 各種専門職等

表 2 - 1 各種専門職等の状況

現在、市内には民生・児童委員が62人、身体障がい者相談員が5人、知的障がい者相談員が1人おり、平成12年の身体障がい者相談員に対する相談件数は100件、知的障がい者相談員に対する相談件数は35件となっております。

専門職等の状況

| | 平成 6 | 平成 7 | 平成 8 | 平成 9 | 平成 10 | 平成 11 | 平成 12 |
|--------------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 民生・児童委員 (人) | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 |
| 身体障がい者相談員(人) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 知的障がい者相談員(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

《資料》尾花沢市福祉事務所

表4-7 ボランティア団体

第4章 ボランティア団体・NPO等の状況

ボランティア団体の活動状況

| 団体名 | 所属者数(人) | | | 主な活動内容 |
|-------------------|---------|-------|-------|--|
| | 男 | 女 | 計 | |
| 尾花沢地区婦人会 | 0 | 380 | 380 | ・宅配給食サービス(10~3月) ・デイサービスボランティア ・施設ボランティア(おむつたたみ) ・福祉チャリティーバザーへの協力 |
| 福原地区婦人会 | 0 | 500 | 500 | ・地区内一人暮らし高齢者集い実施 ・共同募金における募金活動 ・福祉チャリティーバザーへの協力 |
| 常盤地区婦人会 | 0 | 134 | 134 | ・一人暮らし高齢者宅への訪問活動 ・デイサービスボランティア ・福祉チャリティーバザーへの協力 |
| 尾花沢市民生児童委員協議会 | 30 | 32 | 62 | ・デイサービスボランティア ・健康福祉フェスティバルへの協力 |
| しらゆりの会(母子会) | 0 | 73 | 73 | ・施設訪問 ・健康福祉フェスティバルへの協力 ・給食サービスメッセージボランティア |
| 尾花沢市更生保護婦人会 | 0 | 90 | 90 | ・デイサービスボランティア ・施設訪問 ・イベント協力 |
| 手話サークル雪ん子 | 5 | 12 | 17 | ・手話通訳 ・手話教室への協力 ・健康フェスティバルへの協力 |
| 人形劇サークル「ふきのとう」 | 0 | 8 | 8 | ・福祉施設での人形劇や紙芝居などの公演 ・図書館でのお話会や人形劇の公演 |
| つつじの会 | 0 | 20 | 20 | ・施設への歌、踊り、昔話などの訪問活動 ・健康福祉フェスティバルへの協力 |
| 尾花沢市商工会女性部 | 0 | 40 | 40 | ・施設訪問 ・歳末チャリティーショーの協力 ・健康福祉フェスティバルへの協力 |
| JAさわやかすいか | 0 | 23 | 23 | ・施設ボランティア |
| 高校生ボランティアサークル風ぐるま | 1 | 24 | 25 | ・施設訪問、独居高齢者への年賀状送付 ・おもだか少年教室カウンセラーの協力 |
| 尾花沢市老人クラブ連合会 | 1,158 | 1,715 | 2,873 | ・友愛活動 |

ボランティア団体の活動状況

| 団体名 | 所属者数(人) | | | 主な活動内容 |
|------------------------|---------|----|-----|---|
| | 男 | 女 | 計 | |
| 尾花沢市身体障害者福祉協会 | 15 | 3 | 18 | ・友愛訪問 ・健康福祉フェスティバルへの協力 |
| 福祉ネットワークづくり連絡会 | 190 | 93 | 283 | ・一人暮らし、虚弱高齢者宅の除雪 ・家事援助、見守りボランティア |
| シルバーボランティアクラブ | 25 | 50 | 75 | ・相談・交流ボランティア ・自然環境ボランティア ・地域内虚弱高齢者、独居世帯訪問 |
| 北村山高校ボランティアサークル KVC | 0 | 6 | 6 | ・自然環境ボランティア ・スポーツ、レクリエーションボランティア ・一人暮らし、虚弱高齢者宅の除雪 |
| 鶴樹一座 | 0 | 20 | 20 | ・歌や踊りによる施設訪問 |
| モッテノ他 | 0 | 10 | 10 | ・相談・交流ボランティア ・地域内高齢者との会食会 |
| 尾花沢市ろうあ部会 | 7 | 9 | 16 | ・手話ボランティア |
| ふくらむ会(宮沢食生活改善委員会) | 0 | 19 | 19 | ・交流ボランティア ・シルバー料理教室 ・施設ボランティア |
| 友和グループ | 0 | 4 | 4 | ・施設ボランティア |
| ね組(ねこの手貸します) | 4 | 4 | 8 | ・自然環境ボランティア ・障がい者ボランティア |
| 日本ペットボトルクラフト協会山形・尾花沢支部 | 33 | 0 | 33 | ・スポーツ、レクリエーションボランティア ・学習指導ボランティア |
| 正蔵女性の会 | 0 | 26 | 26 | ・話し相手・交流ボランティア ・施設ボランティア(踊りや歌) ・自然環境ボランティア |
| たんぼぼ会 | 0 | 16 | 16 | ・施設ボランティア ・自然環境ボランティア ・イベント協力ボランティア |
| スキップクラブ | 0 | 15 | 15 | ・育児ボランティア |
| 個人登録者 | 38 | 93 | 131 | ・デイサービスボランティア ・イベントボランティア |

《資料》社会福祉協議会(平成13年6月末現在)

NPO団体の活動状況

| 団体名 | 登録者数 (人) | 主な活動内容 |
|---------|-------------|---|
| NPO ふれ愛 | 10 | ・生活援助等のサービス(毎日) ・宅食サービス(毎日) ・通院送迎サービス(月～金曜日の午前中) ・医療介護知識の広報サービス ・ボランティアスタッフの整備、派遣 |

《資料》NPO ふれ愛(平成13年6月末現在)

障がい者団体は、3団体で総勢584人で活動をしています。

障がい者団体等の状況

| 組織名 | 所属者数(人) | | | 障がい種別 | 主な活動内容 |
|-----------|---------|-----|-----|-------|------------------------------|
| | 男 | 女 | 計 | | |
| 身体障害者福祉協会 | 257 | 251 | 508 | 身障 | 会員の親睦と社会参加(スポーツ大会、研修会、売店の経営) |
| 手をつなぐ親の会 | 30 | 38 | 68 | 知的 | 会員の親睦と社会参加(青空教室、研修交流会) |
| はやま会 | 4 | 4 | 8 | 精神 | 会員の生活と福祉の向上(家族の融和活動) |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成13年6月末現在)

村山保健所

表 4 - 8 建築物・公共スペース及びその付属施設の整備

図 1 - 6 建築物・公共スペース等の整備状況

建築物等の整備状況をみると、公共建築物では、「自動ドア」、「車椅子用トイレ」、「出入り口のスロープ化」、「出入り口の段差無」が多いのに対して、民間建築物では、「自動ドア」、「車椅子用トイレ」が多くなっています。

障がい者向け主な設備の設置状況 (公共建築物・民間建築物)

| | 施設名 | 自動ドア | 車椅子用 トイレ | 出入り口 のスロー プ化 | 出入り口 の段差無 | エレベ ーター | 点字ブ ロック化 | 障がい者 優先駐車 場 |
|-------|---------------------|------|-------------|--------------------|--------------|------------|-------------|-------------------|
| 公共建築物 | 尾花沢市役所 | | | | | | | |
| | 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 | | | | | | | |
| | 中央診療所 | | | | | | | |
| | 老人福祉センター(東光館) | | | | | | | |
| | 文化体育施設(サルナート) | | | | | | | |
| | 芭蕉・清風歴史資料館 | | | | | | | |
| | 体育館 | | | | | | | |
| | 学習情報センター(悠美館) | | | | | | | |
| | 女性文化センター・中央公民館 | | | | | | | |
| | 共同福祉施設 | | | | | | | |
| | 中心商店街活性化センター | | | | | | | |
| | 森のホテル御所山 | | | | | | | |
| | 花笠ふれあいセンター | | | | | | | |
| | 高齢者コミュニティーセンター(銀嶺荘) | | | | | | | |
| | 国土交通省 尾花沢国道維持出張所 | | | | | | | |
| | 尾花沢郵便局 | | | | | | | |
| | 尾花沢警察署 | | | | | | | |
| | 斎場(白菊苑) | | | | | | | |
| 民間建築物 | 病院 | | | | | | | |
| | 市内金融機関 | | | | | | | |
| | スーパーマーケット | | | | | | | |
| | ショッピングセンター | | | | | | | |
| | 山形交通尾花沢待合所 | | | | | | | |

《資料》尾花沢市福祉事務所(平成13年6月末現在)

第4章 各種施策の現状と課題及び 今後の取り組み

ひとを思いやり、ともに暮らすために

啓発広報活動

障がいのある人も障がいのない人と同じく、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、私たちの社会には、障がいや障がい者に対する誤解や偏見などの「心の壁」が存在することも事実です。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、各種広報手段を活用して啓発広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実や障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

1 障がい者問題の理解促進

【現状と課題】

本計画の策定に当たって実施した障がい者福祉に関する意向調査・懇談会において、障がい者及びその家族から「社会の障がい者への理解、関心」を望む回答や「健常者、各障がい者、各障がい者団体等の交流の場を行政で企画して欲しい。」といった意見・要望が多く出ました。市内における障がい者に対する市民の理解と認識はもとより、身体・知的・精神といった各障がい者及びその家族・団体間の理解と認識においても、「見えない壁」が存在します。

本市では、これまでも障がい者に対する理解を促進するための活動を行ってきましたが、今後はさらに、様々な広報媒体や行事等を通して幅広い啓発広報活動を行い、障がい者について正しい理解や認識を求めていく必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------------------------------|---|
| 啓発用パンフレットの作成・配布、インターネット等による情報提供 | 市の広報紙「市報おばなざわ」を利用した広報活動を行うとともに、啓発用パンフレットの作成・配布、市のホームページ等、インターネットによる情報提供などを検討して行きます。 |
| 障がい者関連行事等情報の提供 | 市、障がい者団体が行う障がい者関連行事や市内の障がい者の様々な活躍などの情報を「市報おばなざわ」、「福祉おばなざわ」等で積極的にPRし、啓発広報に努めます。 |
| 保健福祉大会開催 | 地域や親の会等で企画した交流会を実施していくとともに、市主催の保健福祉大会を開催し、三障がいふれあいトーク事業やシンポジウム等を企画します。 |

2 「障がい者の日」の周知

【現状と課題】

障害者基本法では、12月9日を「障害者の日」と定め、国及び地方公共団体は、障がい者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないと規定されていますが、12月9日が「障害者の日」であることを知っている国民は僅かにすぎません。障がい者週間を尾花沢市に合った時期に実施し障がい者と福祉関係者、ボランティア及び市民の交流や相互理解が深められる場、機会を作ることが必要です。

【今後の取り組み】

「障がい者の日」記念事業の開催

「障がい者週間」、「障がい者の日」の周知と、障がいのある人とない人とのふれあいの場の設定を図るため、各イベント等と共催し事業の開催を検討します。

3 福祉教育の推進

【現状と課題】

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

今後は、福祉教育の推進・拡大を図るとともに、学校教育における学級活動、PTAの研修会や啓発活動などにも取り入れられる環境の整備が必要です。

また、このような学校における取り組みを、保護者を含めた地域住民に対しても広げ生涯にわたっての啓発が可能な地盤を作り上げる必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------------|--|
| 地域との交流教育 | 障がいを持っている子どもたちでも友人関係を形成できるよう、交流教育を図っていきます。 |
| 社会福祉施設等での体験学習 | 交流教育以外にも、福祉教育推進事業等により社会福祉施設等での体験学習を実施するなど、福祉教育の内容の充実を図ります。 |
| 障がい者に対する正しい理解 | 学校と家庭の双方から障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識が促進されるよう働きかけを行います。 |
| 福祉講座や講習会の開催 | 福祉講座や講習会の開催など、市民を対象とする各種事業を支援し、様々な生涯学習の機会を捉えて、広く市民を対象とする福祉教育を推進していきます。 |

ボランティア活動等

阪神・淡路大震災を契機に、ボランティア活動の重要性が改めて見直されましたが、障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、障がい者にとって単に日常生活の不便さが解消されるにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。また、障がい者問題に対する理解や認識を深めるためにも、市民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要と思われれます。

1 ボランティア活動・NPO活動の促進

【現状と課題】

少子高齢社会の進展に伴い、高齢者や一人暮らしの高齢者へのボランティア活動はよく見受けられます。市内には27のボランティア団体と個人ボランティア131名が存在し、それぞれ障がい者や障がい児の親に対する相談活動、施設慰問活動等、幅広いボランティア活動をしており、NPO活動においても生活援助、通院送迎、宅食サービスなど幅広い活動を展開しております。

今後もボランティア活動に対する市民の理解と協力を求め、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を強化し、有償を含むボランティア活動の促進を図る努力が必要です。また、障がい者本人も各種行事にボランティアとして参加することも大切です。

【今後の取り組み】

| | |
|------------------------|--|
| 市の広報紙等の利用 | 市の広報紙等を利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。 |
| ボランティアの拡充 | 現在、ボランティアは幅広く活動していますが、中でも精神保健の分野におけるボランティアは、正しい精神保健思想の普及啓発や精神障がい者の社会復帰援助活動の担い手として不可欠であり、今後さらなる拡充に努めていきます。 |
| 各種ボランティア団体の育成、NPO活動の支援 | 各種ボランティア団体に対して市の行事等への参加と協力を呼びかけると同時に、ボランティア団体が、その活動量を増やし、かつスムーズな運営を確保できるよう、市の施設等を活動の場として積極的に開放・提供してまいります。また、NPO活動に対する支援をしてまいります。 |

健やかで快適な生活のために

相談体制及び情報収集・提供

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活を営む上で抱えている諸問題について、身近な場所でいつでも気軽に相談でき適切な助言を受けられることができる総合相談体制と、福祉制度や生活に関する様々な情報を、必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

1 総合的な相談体制の充実

【現状と課題】

現在、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員等各種相談員の活動や市役所福祉事務所、社会福祉協議会、保健センター等の行政機関等において、様々な相談業務が行われていますが、障がい者及び家族に対するヒアリング等の結果を見ると、必ずしも十分な利用がなされているとは言えません。

したがって、このような相談活動のPRを強化するとともに、それぞれの機関等の連携による情報の共有化を図り、複数の分野にわたる相談にも的確に対応できる総合相談体制を確立していくことが必要です。

【今後の取り組み】

| | |
|-----------------|---|
| 相談員や関係職員等の資質の向上 | 障がい者やその家族が、日常生活における様々な問題について、いつでも気軽に相談ができ、適切な助言ができるよう、相談体制の充実を図るとともに相談員や関係職員等の資質の向上に努めていきます。 |
| 専門家等による助言や指導の充実 | 総合相談の結果、専門家等による助言や指導が必要なものについては、随時、専門相談による助言や指導を行うとともに、内容に応じて関係施設等への連絡や紹介などを行う地域生活支援センターの確保に努めます。 |
| 専門スタッフ等の家庭訪問 | 障がい者が重い人に対しては、専門スタッフ等が障がい者の家庭を訪問し、様々な相談に応じ、介護者に対して介護方法等について指導や助言を行っていきます。 |

2 総合的な情報収集・提供の充実

【現状と課題】

本市では、市の広報紙による情報提供で、サービス等の周知を図っていますが、まだ十分な成果があがっているとは言えない状況です。したがって、今後も様々な情報提供手段を利用した継続的な情報提供によるサービス等の周知徹底が必要です。これら情報提供にあたって、情報の取得に特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮が必要であることは言うまでもありません。

また、有益な情報提供を実現するためには、その前提として、有益な情報の収集が必要です。各種福祉機器や補装具に関する情報など、保健・医療・福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------------------|--|
| 関係施設等とのネットワークづくりの推進 | 保健・医療・福祉等に関する最新の情報・資料等を収集・整理し、情報の共有化や相互活用化を目指して、関係施設等とのネットワークづくりを推進していきます。 |
| 新しい情報提供手段の検討 | 各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健・医療・福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるように、情報誌等の配布を行うほか、インターネット、パソコン通信・FAX通信等を活用した新しい情報提供も検討します。 |
| 各種福祉機器や補装具等に関する情報提供 | 障がい者の自立や介助者の負担の軽減に役立てるため、各種福祉機器や補装具等の使用・入手方法等に関するアドバイスや情報提供を行っていきます。 |
| 地域の医療機関との連携協力 | 地域の医療機関との連携協力の下に、障がい者に対するサービスのあり方や在宅ケアに関する課題、介護・リハビリの方法など、障がい者を取り巻く今日的な課題や将来への検討事項について調査研究を行い、その成果の効果的な活用を目指します。 |

保健・医療・福祉サービス

障がいの発生予防と早期発見、早期治療は障がい者施策の中で最も重要な課題の一つです。障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病などから生ずる後天性のものがあり、それぞれに対する予防を強化するとともに、早期治療、早期療育体制をさらに充実していく必要があります。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

精神保健対策については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、社会復帰対策及び地域精神保健対策を推進していくことが重要です。

また、障がい者施策の目指すところは、「ノーマライゼーション」の理念の実現であり、住み慣れた地域社会での生活が保障されるところにあります。このため、障がい者の生活の安定を図るとともに、在宅福祉サービスと施設福祉サービスをきめ細かく一元的かつ計画的に提供できる地域福祉の体制づくりを推進することが重要です。

そこで、障がい者の生活安定や各種福祉サービスの充実等、障がい者の立場にたった施策を推進するとともに、市民の理解と協力に基づく福祉基盤の整備に努める必要があります。

1 障がいの早期発見・早期治療

【現状と課題】

障がい者に対する意向調査の結果を見ると、身体障がい者の障がいの原因は、圧倒的に「疾病」が多く38.2%を占めています。本市においても生活習慣病の予防と高齢者に対する健康診査、機能訓練等が障がいの発生予防と障がいの軽減に一定の効果を上げることは容易に想像できます。

先天的障がいの発生原因については、まだ十分に解明されたとは言えない状況ですが、妊産婦に対する健康診査をはじめとする母子保健活動の充実によって、その発生を予防できるものも少なくありません。

さらに、障がい児については乳幼児健康診査等により、できるだけ早期に障がいを発見し、発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。

本市でも、従来から母子保健事業及び老人保健事業として各種健康診査、健康相談、機能訓練等に取り組んできましたが、今後、障がい者対策の観点からも、これら保健活動が重要性を増してくるものと思われれます。

【今後の取り組み】

| | |
|------------------|---|
| 総合的な母子保健対策 | 先天性障がいの発生予防を目指し、母性尊重の理念に立ちながら、妊婦健康診査だけでなく、妊婦に対する相談や訪問指導など総合的な母子保健対策を進めます。 |
| 後天性疾病による障がいの発生予防 | 健康教育、健康相談、健康診査及び機能訓練等、各種保健サービスのさらなる充実を図ることによって、後天性疾病による障がいの発生予防に努めていきます。 |
| 保健所及び医療機関との連携 | 保健所及び医療機関との連携に留意しつつ、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を含めた乳幼児健康診査等による障がいの早期発見の体制の強化を図ります。 |
| 障がい者のための健康管理 | 障がい者のための健康管理体制の強化に努めていきます。 |

2 障がいの軽減・補完・治療等

【現状と課題】

障がい者にとっての医療・リハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、社会的自立を促進するためには不可欠であり、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの発生予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。特に、障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これに伴って、医師のほか保健婦、看護婦、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の養成及び確保とともに、それぞれの職種の資質向上を図る必要が生じています。また、精神障がい者のノーマライゼーションを実現するためには、精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための地域資源の不足など、なお多くの課題が残されています。したがって、精神疾患や精神障がい者に対する市民の正しい理解の促進を図るとともに、精神保健相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

精神保健対策は、これまで主に保健所において行われ、精神保健の知識の普及、精神保健相談等が進められてきましたが、平成14年度より、市事業として相談活動や福祉サービスを提供していく事が決まっており、そのための施策展開を円滑に進めるため、研修等への参加を通じて専門職員の育成を図る必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------------------|--|
| 障がい者に対する在宅医療の実現 | 障がい者に対する包括的、継続的かつ効果的な在宅医療の実現に向けて、県、保健所、医師会、医療機関、さらには福祉関係者等と連携を取りながら取り組んでいきます。 |
| 各関係団体等の人材の養成及び研修 | 各関係団体等に人材の養成及び研修等による資質の向上を働きかけます。 |
| 医療機関及び福祉との連携 | 医療機関及び福祉との連携によりリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。 |
| 精神科デイケアの充実 | 精神障がい者が在宅でも安心して生活できるよう、精神科デイケアの充実を広域的な取り組みの中で、病院等関係機関に働きかけていきます。 |
| 心の健康づくり | 市民の精神的健康の保持増進を図るため、健康教室など様々な機会を通じ、精神保健の知識の普及・啓発を進め、心の健康づくりを支援します。 |
| 地域住民と精神障がい者とのふれあい交流 | 地域住民を対象とした講習会を開催するなど啓発活動を積極的に推進するとともに、地域住民と精神障がい者とのふれあい交流の場を広げ、精神障がい者に対する地域の理解と協力の促進を図ります。 |
| 保健所、家族会等との連携 | 保健所、家族会等との連携を図りながら、市でも精神障がい者やその家族に対する相談や福祉サービスを提供できる体制づくりに努めていきます。 |
| 「精神障害者保健福祉手帳」の制度の充実 | 「精神障害者保健福祉手帳」の制度を意味あるものにするため、国の新たな施策展開を要望するとともに、保健所との連携の下、家族会等の意見も聞きながら、精神障がい者に対する新たなサービスの創設を検討していきます。 |

3 在宅福祉サービス

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化、障がい者及び介助者の高齢化などにより、障がい者の福祉ニーズはますます多様化しており、生活水準の向上やライフスタイルの変化に伴って新たなニーズが生じています。これら多様なニーズに対応していくために、特に在宅福祉サービスにおいては、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイを中心に、それぞれのニーズにあったサービスの提供に努めていく必要があります。

意向調査の結果を見ると、ホームヘルプサービスの利用意向は、身体障がい者で10.0%、知的障がい者で7.9%となっています。デイサービスの利用意向は、身体障がい者で9.2%、知的障がい者で4.8%となっており、決して高いとは言えません。

ショートステイの利用意向は、身体障がい者で4.1%、知的障がい者で9.5%となっており、知的障がい者の利用意向が高いことがわかります。また、障がいを軽減したり、日常生活を容易にする福祉機器として、補装具や日常生活用具の交付が行われており、年々充実が図られてきました。今後は、障がい者の社会参加を促進し、介助者の負担を軽減するためにも、多様なニーズに対応できるよう、福祉機器の種目の拡充と適用範囲の拡大を図るとともに、制度の周知と普及を進めていく必要があります。

さらに、障がい者が家庭や地域社会で自立意欲を持って生活できるよう、必要な援護を行うことが大切です。

そのためには、日常生活を送る上で必要な知識や技能を高めるための各種生活訓練等を充実させるとともに、視覚障がい者に対するガイドヘルパー派遣事業の充実、聴覚障がい者等に対する手話通訳者の派遣等、障がいの特性に応じた援助の充実を図ることが必要となってきます。

なお、精神障がい者に対する福祉施策は、これまで県が対応していましたが、一部ではありますが市町村に委譲されます。

今後は、他の障がい者に対する既存のサービスの適用範囲を可能な限り精神障がい者にも拡大していくとともに、精神障がい者のニーズに応じた独自の福祉サービスを模索していく必要があります。

冬期間の道路は、障がい者にとって利用しにくい現状にあり、除雪体制の強化を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|----------------------|---|
| 障がい者のホームヘルプサービス内容の充実 | 障がい者専用ヘルパーの配置及び、派遣時間等の延長などサービス内容の充実を図ります。 |
| デイサービスセンターの利用促進 | 現在のデイサービスセンターの利用促進、制度の周知を図ります。 |
| ショートステイ制度の周知 | ショートステイについては、簡単な手続きで利用できるよう周知を図ります。 |
| 福祉機器の普及促進 | 福祉機器の普及促進を図るため、補装具や日常生活用具の給付制度の周知と情報提供を行うとともに、補装具や日常生活用具などの給付品目や適用範囲の拡大を関係機関などに働きかけていきます。 |
| 福祉サービスの担い手の確保 | 視覚障がい者に対するガイドヘルパーや、聴覚障がい者等に対する手話通訳者等、障がいの特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、福祉サービスの重要な担い手としてのボランティアも視野に入れた確保対策を検討していきます。 |
| 除雪に対する支援 | 冬期間でも障がい者が利用しやすい道路にするため除雪体制の強化を図っていきます。 |

4 生活の場及び働く場の整備

【現状と課題】

生活、働く場の確保においては近年、ノーマライゼーションの理念に基づいて、多くの先進福祉国で入所施設が縮小され、「グループホーム」が障がい者福祉の主流になってきています。これは、地域社会の中にある住宅において数人の知的障がい者又は精神障がい者が一定の経済的負担を負って、共同で生活する形態で、同居又は近隣に居住している専任の世話人による日常生活援助が行われるものを言いますが、街の中で普通の生活ができ、開設が容易で多様な住居をつくるのが可能なことから、我が国でも今後最も整備が促進される施設の一つと思われます。今後は、本市においても整備を検討していく必要があります。

また、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、福祉作業所及び小規模作業所は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしてきており、その整備や運営に対する支援がなされてきました。今後も、その整備や運営に対する支援を継続していきます。

【今後の取り組み】

| | |
|----------------------|---|
| グループホームやコミュニティハウスの設置 | 障がい者の生活の場として、将来的に設置できるよう研修、視察などを通じて検討していきます。 |
| 作業指導内容の充実 | 知的障がい者の小規模作業所に、作業指導内容の充実等について関係機関に働きかけ、支援を強化していきます。 |
| 総合福祉施設の整備 | 障がい者の小規模作業所や交流施設の整備を検討していきます。 |

5 施設福祉サービス

【現状と課題】

施設は専門的な介護や訓練などを必要とする障がい者にとって、極めて重要な存在です。今後は、入所需要の動向、障がい者のニーズ等を踏まえ、広域的視点から緊急度の高い順に施設整備の充実を図っていく必要があります。

また、これからの福祉施設は、単に利用者にサービスを提供するだけのものではなく、地域社会に開かれた施設づくりが求められており、地域福祉サービスの拠点として、一層の社会化が求められます。

【今後の取り組み】

| | |
|------------|---|
| 更生施設等の充実 | 障がい者の更生施設等の目的に合った環境整備や、福祉ホームの整備等を検討します。 |
| ゆとりある居住環境 | 施設を整備する場合には、大部屋解消による、ゆとりある居住環境づくりに努めます。 |
| 社会資源の効率的運用 | 障がい者施設と高齢者施設の相互利用による社会資源の効率的運用を図るとともに、障がい者の高齢化等に伴って高齢者施設の有効利用を検討していきます。 |

教育・育成

障がい児の教育においては、将来、社会人として自立し、かつ社会の中で一定の役割を果たし、生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、社会的に自立するための基礎・基本を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような教育指導体制が確立されなければなりません。

1 教育相談、就学指導体制の充実

【現状と課題】

教育相談、就学指導については、現在、教育委員会において、各障がい種別毎に定期的に障がい児に対して、必要な助言指導を行っています。

今後は障がいの発見から療育、教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関と保健所、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

【今後の取り組み】

| | |
|----------------|---|
| 医療機関と行政機関との連携 | 障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図るため、医療機関と行政機関との連携を密にし、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう体制づくりに努めていきます。 |
| 各教育相談担当者の資質向上 | 各教育相談担当者の資質向上を目的として、担当者の相談指導の研修等を検討します。 |
| 職業安定所や一般企業との連携 | 卒業後は、障がい児が職業人として社会的に自立できるよう、職業安定所や一般企業との連携を密にして、進路指導等に努めていきます。 |

2 障がい児に対する教育の充実

【現状と課題】

障がい児の障がいの多様化・重複化に対応するため、各種の特殊学級の拡充整備や、訪問指導、教育相談体制の充実等に努めてきました。

しかし、障がい児一人ひとりの能力、特性等に対応し、かつ障がいの多様な実態を考慮しながら、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応、指導ということになると、課題も少なくありません。

そのために、今後も教職員の資質や指導技術の向上、個々の障がい児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導、卒業後の社会的自立を支援するための職業教育等をさらに充実させていくことが必要です。

【今後の取り組み】

| | |
|-----------------|--|
| 障がい児教育の正しい理解の普及 | 障がい児教育の正しい理解と適切な位置づけを促進するために、障がい児教育に関する啓蒙・研修活動を行います。 |
| 保育所での障がい児への対応強化 | 保育所での障がい児への対応・指導を充実させるため障がい児保育の強化を実施していきます。 |
| 学校の建物や設備の改善 | 学校の建物や設備を、障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。 |
| 卒業後の社会的自立の促進 | 卒業後の社会的な自立を促すために、職業訓練校等で技術を身につけ、就職ができるよう職業安定所とも協議していきます。 |
| 生涯学習としての対応の促進 | 障がい者のライフステージにおいてあらゆる機会を通し、生涯にわたる教育を実施していきます。 |

スポーツ・レクリエーション・文化活動

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。

今後とも、障がいの種別を越えた連帯を図るとともに、障がいのない人とともに参加する機会の拡大に努める必要があります。

1 スポーツ・レクリエーションの促進、文化活動参加への支援

【現状と課題】

障がい者にとってのスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、体力の維持・増強を図るとともに、単調になりがちな日々の生活に潤いを与え、積極的な社会参加を促すなど、自立を促進する上で大きな役割を果たします。

しかしながら、意向調査の結果によれば、身体障がい者、知的障がい者のスポーツ活動やレクリエーション・文化活動について見てみると、「特に行っていない」という回答が最も多くなっています。

したがって今後は、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------------------------|--|
| 各種施設等の改善 | 障がい者の利用に配慮して、各種スポーツ施設、文化施設等の改善に努めます。 |
| レクリエーションの場の確保 | 障がいの種別に関係なく参加することのできるレクリエーションの場の確保に努めます。 |
| 文化活動の支援 | 発表会や展示会など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。 |
| スポーツ・レクリエーション活動及び文化活動等の支援 | 障がい者自身や障がい者団体、ボランティア団体等が主催するスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動等に対して積極的な支援を行います。 |
| 各種催しの周知 | 市の広報紙や社会福祉協議会の広報等を利用して各種催しの周知に努めます。 |

総合的な福祉のまちづくり

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる、いわゆる「やさしいまち」の基本的要件は、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることです。

21世紀の高齢社会に向けたこれからのまちづくりは、ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去(バリアフリー)し、障がい者や高齢者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくものでなくてはなりません。もちろん、このようなまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、障がい者や高齢者にとって「やさしいまち」は、誰にとっても暮らしやすいまちであるということが広く市民に認識される必要があります。

1 福祉のまちづくり事業の推進

【現状と課題】

本市では、障がい者や高齢者等の社会参加を促進するため、安全かつ快適な移動を確保できるようハード面の整備を推進するとともに、地域社会の一員として孤立することなく生活できるよう情報の提供や啓発・広報活動等ソフト面の充実を図っています。

【今後の取り組み】

障がい者にやさしいまちづくりの推進

今後のまちづくり事業においては、障がい者が利用しやすい施設の整備を図っていきます。

2 障がい者向け公共住宅の提供

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。また、今後計画される公営住宅は、障がい者や高齢者に配慮されたものを考えていきます。

【今後の取り組み】

公営住宅の供給

障がい者や高齢者に配慮した設備・構造等を備えた市営住宅の計画的な建替えや改善に努めます。

3 民間住宅のリフォームの促進

【現状と課題】

身体障がい者に対する意向調査によれば、現在の住宅に何らかの改造を加えたいと考えている人が4割います。改造したい場所としては「トイレ」、「浴室」、「台所」といった日常生活でよく使われる水回り設備が上位を占めており、住宅リフォームのニーズが高いことがわかります。

個々の事情に応じた適切な住宅リフォームを促進するためには増改築相談体制を充実する必要があります。

【今後の取り組み】

相談体制の充実

ケアマネジャー等住宅改造への相談支援体制の整備を検討します。

4 官公庁施設、建築物のバリアフリー化の促進

【現状と課題】

公共的な建築物においては、障がい者や高齢者の利用に十分配慮した整備、改善が進められる必要があります。また、民間の建築物においても障がい者や高齢者の円滑な利用が可能となるような整備を進めていく必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|---------|--|
| 公共施設の整備 | 公共施設の整備については、出入口、廊下、トイレ等について障がい者に配慮したものとなるよう、必要な箇所については、既存の設備の整備、修繕、定期点検の充実を推進します。 |
| 民間施設の整備 | 不特定多数の者が利用する民間の施設についても障がい者や高齢者にとって円滑に利用できるものとなるよう、啓蒙していきます。 |

5 公園・水辺等オープンスペースの整備

【現状と課題】

公園・水辺などのオープンスペースは、人に自然環境との接点を持たせ、安らぎと憩い、そして明日を生きる力を与えてくれる場です。さらに、様々な人や動植物との交流の場としても重要な役割を果たしています。

このようなオープンスペースを障がい者や高齢者も安心して利用できるようにすることで、生活空間に広がり生まれ、障がい者の心身の健康増進にも役立つと考えられます。また、障がい者を取り巻く人の和が形成され、相互交流の場となっていくことが期待されます。

これから整備する施設や既設公園等は、障がい者や高齢者を含むすべての人が安全性と快適性を享受できるよう整備する必要があります。

【今後の取り組み】

公園や緑地、水辺空間等の整備

障がい者や高齢者も安全で快適に利用できるよう配慮された公園や緑地、水辺空間等の整備を推進するよう努めます。

6 移動ニーズへの支援方策の充実、歩行空間の整備、 交通機関等利用の利便性確保

【現状と課題】

障がい者にとって、移動手段を確保することは重要な意味を持っています。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

そこで、障がい者や高齢者が安全かつ容易な方法で移動できるよう歩行空間の整備を図っていきます。

【今後の取り組み】

安全な歩行空間の確保

歩道の段差を解消したり、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するなど、障がい者や高齢者の安全な歩行を確保するよう努めていきます。また、移送手段として低床バスの導入やリフト車輛の運行を検討していきます。

7 防犯、防災体制の確立

【現状と課題】

火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。また、関係機関や地域との密接な連携を取った防犯・防災対策が必要となります。

意向調査で避難場所、避難経路の確認について調べたところ、三障がいとも「確認していない」と回答している人が最も多くなっています。このことから、今後、障がい者の避難場所及び避難経路の周知徹底が必要な状況にあります。

【今後の取り組み】

| | |
|-----------------------|---|
| 避難所マップ・災害時対策マニュアル等の整備 | 避難所マップ・災害時対策マニュアル等の整備により、避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について啓発・広報を図っていけるよう努めていきます。 |
| 地域における緊急時の支援体制 | 地域における緊急時の避難誘導などのため地区の民生委員やボランティアと連携を図るなど、障がい者に対する支援体制を整備します。 |
| 施設入所者に対する防災訓練 | 施設入所者に対する防災訓練を実施するとともに、近隣集落との支援体制の整備に努めます。 |
| 防災体制づくり | 福祉を中心として、市民自主防災組織や福祉隣組を中心として、障がい者が安心して暮らせるよう消防機関等と連携した防災体制を推進していきます。 |

地域に根ざし、楽しく働けるために

雇用・就業

障がい者が職業に就いて社会的・経済的に自立することは、その社会参加の中でもきわめて重要なことです。

障がい者の雇用促進については、その多くが国の施策として実施されていますが、市としても公共職業安定所等との連携を図っていく必要があります。

1 障がい者の職業自立の促進

【現状と課題】

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発・育成が不可欠です。また、知的障がい者の職業的自立を図るため、障がい者を一定期間企業主にお預りする職親委託制度といった施策の必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|------------|---|
| 技能取得への支援 | 障がい者を対象とした職業講習会等により、就労に必要な技能や知識を習得する機会の支援に努めます。 |
| 職親制度を普及・推進 | 職親制度を普及・推進するために民間企業に対する広報・啓発を促進します。 |

2 障がい者雇用機会の拡大の推進

【現状と課題】

市でも公共職業安定所と連携を密にして、雇用機会の拡大に努めてきました。

しかし、国内の景気低迷に伴う雇用の低下や、働く意欲をもちながら障がいがあるという理由で雇用されていない状況も依然としてあります。

実際に意向調査の結果でも、「就労している」と答えた人は身体障がい者24.3%、知的障がい者36.5%、精神障がい者30.0%となっており、障がい者の就業率は決して高いとは言えません。

【今後の取り組み】

| | |
|----------------|---|
| 障がい者雇用機会の拡大の推進 | 公共職業安定所や障がい者福祉施設などと連携して就業の場の確保を図っていくとともに、民間企業のなお一層の理解、協力を求め働きかけていきます。 |
| 民間企業の協力要請 | 民間企業の協力を得ながら障がい者との交流会、懇談会の開催、雇用職場の視察などができるよう働きかけていきます。 |

3 障がい者雇用の促進への支援、援助の推進

【現状と課題】

障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。意向調査の結果でも、現在就労している障がい者は仕事上、「収入が少ない」、「将来性がない」、「人間関係が良くない」といった悩みをかかえていることがわかりました。障がい者が職場で生き生きと働く喜びを感じ、安心して勤めることができる職場環境を整える必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|-------------------|--|
| 就労環境の整備 | 短時間勤務、フレックスタイム制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備に努めます。 |
| 障がい者の職場での問題や悩みの相談 | 就労している障がい者の職場での問題や悩みの相談を受け、適切に対応できる体制を整えます。 |

4 職業相談に関する職業安定機関への紹介等の推進

【現状と課題】

障がい者の就職や採用についての相談は、公共職業安定所(ハローワーク)が窓口となり「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて職業相談が行われています。

市でも公共職業安定所(ハローワーク)との連携を密にして、障がい者の雇用の促進を図っていく必要があります。

【今後の取り組み】

| | |
|------------|---|
| 職業相談・指導の充実 | 障がいの種類、程度及び一人ひとりのニーズに応じた的確な職業相談・指導の充実に努めます。 |
| 相談窓口の設置 | 相談窓口において、就労を希望する障がい者に公共職業安定所等の職業安定機関への積極的な紹介等に努めます。 |

第5章 計画の事業目標及び 推進体制

1 主な各障がい者別サービスの事業目標

| 対象区分 | 前期（平成14年度～18年度） | 後期（平成19年度～23年度） |
|----------|--|---|
| 身体障がい者関係 | 「障がい者の日」の記念事業 福祉講座の開催 ホームページによる福祉機器等の情報提供 子育て支援センターの開設 | 低床バス等の運行 |
| 知的障がい者関係 | 「障がい者の日」の記念事業 福祉講座の開催 子育て支援センターの開設 更生援護施設の充実 (作業棟及び自立訓練棟の整備) | 総合福祉施設の整備 (コミュニティハウス等) グループホームの開設 |
| 精神障がい者関係 | 「障がい者の日」の記念事業 ふれあい広場の開催 ホームヘルパー派遣事業 地域生活支援センターの設置 福祉ホームの開設 | 小規模作業所の開設 |

2 庁内体制の整備と連携

障がい者一人ひとりの様々なニーズに応じた総合的なサービスを提供するために、最も障がい者の生活に密着している福祉、保健部門など、関係機関による障がい者計画推進委員会を設置し、推進体制を図ります。

3 国、県及び近隣市町村との連携

障がい者の施策が広域的に取り組む必要があるものに関しては、国、県及び近隣市町村と連携して進めることとします。

4 民間との連携

障がい者施策の推進は、行政だけでは補完しきれないものではありません。障がい者団体や、市社会福祉協議会などの関係機関との連携強化を図るとともに、市民一人ひとりの協力を求めています。

5 計画の点検見直し

この計画の確実な実現を図るため、中間年の平成19年度に必要な応じて各種施策の見直しを図ります。また、平成15年度に施行される「地域福祉計画」が児童・高齢者・障がい者それぞれの計画を包含するものと考えられるため、この「地域福祉計画」に関する動向も踏まえ、計画の見直しを図るものとします。

育成医療

児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童に対して行われる公費負担医療。

NPO(Non-Profit Organization)

民間非営利組織といわれるもの。社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。社会福祉活動ではサービスの新たな供給主体として期待されている。

【か行】

ガイドヘルパー

視覚障がい者の外出時の付き添いを専門に行うヘルパー。

グループホーム

地域の中で共同生活をする知的障がい者や精神障がい者に対して、世話人が食事の提供、金銭の管理など日常的な生活援助を行う形態。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その者が心身の状況に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う者。

公共オープンスペース

建物のたっていない公共の場所。公園など。

更生医療

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者の更生のために障がい除去、軽減し日常生活能力の回復を図ることを目的とした医療。

コミュニティーハウス(生活寮)

地域の中で共同生活をする知的障がい者や精神障がい者に対して、世話人が食事の提供、金銭の管理など日常的な生活援助を行う場で、小規模作業所等任意の団体が運営している施設。

【さ行】

作業療法士

身体障がい者などに職業につく訓練を指導する医療補助技術者。

肢体不自由者更生施設

身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設。

ショートステイ

障がいのある方を家庭で介護している家族が病気や冠婚葬祭などの理由により介護が困難になったときに、一時的に施設に入所し必要なサービスを提供する制度。

障がい者の日

国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深め、そのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨として定めた。

身体障害者更生施設

身体障がい者が入所し、生活指導・作業指導を受ける施設。

身体障害者(重度身体障害者)授産施設

身体障がい者(重度身体障がい者)が入所または通所し、職業を与えられ自活する施設。

身体障害者療護施設

身体障がいのため常時介護を要する方が入所し、養護及び機能訓練を受ける施設。

【た行】

知的障害者更生施設

18歳以上の知的障がい者を入所あるいは通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設。

知的障害者授産施設

18歳以上の知的障がい者で雇用されることが困難な人を入所あるいは通所させて、自活に必要な訓練を行うことを目的とする施設。

知的障害者通勤寮

就労している知的障がい者を職場に通勤させながら一定期間入所させて、対人関係の調整、余暇の活用を健康管理等独立自活に必要な事項の指導を行うことにより、入所者の社会適応能力を向上させ、知的障がい者の円滑な社会復帰を図ることを目的とする施設。

知的障害児施設

知的障がいの児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に知識能力を与えることを目的とする施設。

通級指導学級

特殊教育の一形態。言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等の比較的軽度の障がいのある児童、生徒が各教科の授業の大部分は通常の学級で受け、障がいに応じた特別の指導を受ける場。

デイケア

精神障がいのある方が病院等に通所し、グループ活動を通して機能訓練や日常生活訓練などを行う制度。

デイサービス

身体、知的に障がいのある方が、通所し機能訓練や日常生活訓練などを行うサービス。

【な行】

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、社会に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であるという考え方。

【は行】

バリアフリー(化)

障がいのある人が社会生活を営む上での物理的・社会的・制度的及び心理的なあらゆる障壁(バリア)を除去(フリー)するということ。

フレックスタイム制度

勤務時間を従業員個人が自由に決められる制度。

ホームヘルプサービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のために日常生活を営むのに支障のある方のいる家庭をホームヘルパーが訪問し家事、介護などを行うサービス。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における少年期・青年期・壮年期・老年期などの段階。

理学療法士

マッサージ、運動、入浴、電気治療などの理学的治療技術を施す専門技術者。

尾花沢市障がい者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障がい者の自立と社会参加の一層の推進を図るため「障害者基本法」が施行されたのを受け、尾花沢市において障がい者の福祉向上の推進を図るため尾花沢市障がい者計画策定委員会(以下「委員会」と言う。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 計画策定に関する総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 計画策定の提言に関すること。
- (3) その他計画策定に関する必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は別表に掲げるメンバーで構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉事務所とする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成13年7月1日から施行する。

尾花沢市障がい者計画策定委員会名簿

| 氏名 | 所属団体等 | |
|--------|---|------|
| 設楽 正弘 | 尾花沢市社会福祉協議会 事務局長 | 委員長 |
| 鈴木 公子 | ミスフォーラム秋桜 代表 | 副委員長 |
| 清治 邦夫 | 尾花沢市医師会 会長 | |
| 大類 昭夫 | 尾花沢市歯科医師会 会長 | |
| 宇津木 明 | 村山公共職業安定所 所長 | |
| 阿彦 忠之 | 村山保健所 所長 | |
| 奥山 格 | 市議会市民厚生常任委員会 代表 | |
| 高橋 稔 | 尾花沢市地区民生委員協議会 代長 | |
| 大山 恒夫 | 尾花沢市身体障害者福祉協会 会長 | |
| 大類 孝子 | 尾花沢市ボランティア連絡協議会 会長 | |
| 高宮 徹哉 | 手をつなぐ親の会 会長 | |
| 清野 正国 | 北村山精神障害者家族会 代表 | |
| 井上 博良 | はながさ作業所運営委員会 代表 | |
| 笹原 守 | 社会福祉法人徳良会 新生園長 | |
| 大類 司 | 社会福祉法人尾花沢福祉会 ハイマート福原在宅介護支援センター ソーシャルワーカー | |
| 鈴木 徹 | 特定医療法人敬愛会 事務長 | |
| 工藤 清子 | 尾花沢市婦洋会 会長 | |
| 大類 禮子 | 尾花沢市連合婦人会 会長 | |
| 鈴木 三郎 | 尾花沢市図書館協議会 会長 | |
| 小野 正敬 | 福原中部小学校 校長 | |
| 桜井 正志 | 常盤中学校 校長 | |
| 鈴木 ミツエ | 鈴木電機（職親制度登録） 代表 | |

尾花沢市障がい者計画策定幹事会名簿

| 氏名 | 所属 |
|--------|----------|
| 五十嵐 春光 | 助 役 |
| 押切 千彰 | 総務課長 |
| 加藤 文雄 | 情報技術推進室長 |
| 安孫子 侑充 | 財政課長 |
| 伊藤 恒一 | 市民課長 |
| 及川 國男 | 保健課長 |
| 工藤 敏也 | 農林課長 |
| 溝越 久雄 | 商工観光課長 |
| 小松 良雄 | 建設課長 |
| 笹原 幸一 | 環境整備課長 |
| 高橋 善昭 | 消防長 |
| 福永 隆 | 学校教育課長 |
| 森山 実 | 社会教育課長 |
| 伊藤 克美 | 中央公民館長 |
| 笹原 登 | 社会体育課長 |

尾花沢市障がい者計画策定事務局名簿

| 氏名 | 所属 |
|--------|------------|
| 横沢 敏美 | 福祉事務所 所長 |
| 永沢 郁子 | ” 所長補佐 |
| 星川 光昭 | ” 所長補佐 |
| 有路 克敏 | ” 所長補佐 |
| 津田 よね子 | ” 援護係長 |
| 伊藤 喜代子 | ” 認定審査係長 |
| 川辺 邦子 | ” 主任 |
| 菅原 幸雄 | ” 主任 |
| 吉野 真広 | ” 主事 |
| 富士盛 友子 | 保健課 健康指導係長 |

